

国立大学法人九州大学職員給与規程

平成16年度九大就規第14号  
 制定：平成16年 4月 1日  
 最終改正：令和 5年 5月29日  
 （令和5年度九大就規第5号）

目次

- 第1章 総則（第1条－第7条）
- 第2章 基本給（第8条－第13条）
- 第3章 諸手当（第14条－第29条）
- 第4章 賞与（第30条－第32条）
- 第5章 雑則（第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、国立大学法人九州大学就業通則（平成16年度九大就規第1号。以下「就業通則」という。）第23条の規定に基づき、国立大学法人九州大学（以下「本学」という。）に勤務する職員の給与に関する事項について定めるものとする。

（給与の種類）

第2条 職員の給与の種類、計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。

給 与 の 種 類	給与の計算期間	給与の支給日
基本給月額 基本給調整額 基本給調整額に準ずる手当 管理職手当 初任給調整手当 地域手当 地域調整手当 広域異動手当 扶養手当 住居手当 通勤手当 単身赴任手当 別府病院支援配置手当 特地勤務手当 特地勤務手当に準ずる手当	一の月の初日から末日まで	その月の21日 ただし、その日が就業通則第31条第5項に規定する休日に当たるときは、当該日の直前の休日でない日
特殊勤務手当 入試手当 学位論文調査手当 時間外勤務手当 休日勤務手当 夜勤手当 宿日直手当 管理職員特別勤務手当	一の月の初日から末日まで	翌月の21日 ただし、その日が就業通則第31条第5項に規定する休日に当たるときは、当該日の直前の休日でない日
期末手当 勤勉手当		6月30日及び12月10日（ただし、その日が日曜日に当たるときは前々日、その日が土曜日に当たるときは前日）
遠隔地手当		11月21日

		ただし、その日が就業通則第31条第5項に規定する休日に当たるときは、当該日の直前の休日でない日
寒冷地手当	一の月の初日から末日まで	11月から3月までの各月の21日 ただし、その日が就業通則第31条第5項に規定する休日に当たるときは、当該日の直前の休日でない日

2 前項の規定にかかわらず、年俸制給与を適用することがある。この場合の給与の種類、計算期間及び支給日は、別に定める。

3 第1項の規定にかかわらず、職員が特別な業務に従事した場合に一時金を支給することがある。

(給与の支払)

第3条 給与は、その全額を通貨で直接職員に支払う。ただし、法令又は事業場の職員の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、職員の過半数で組織する労働組合がない場合においては職員の過半数を代表する者（以下「過半数代表者」という。）との書面による協定に定めがある場合には、給与の一部を控除して支払う。

2 前項の給与の支払は、原則として、職員の指定する職員本人の預貯金口座への振込みによる。

(給与の減額)

第4条 職員が勤務しないときは、特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第5条 前条及び第25条から第27条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給並びにこれに対する地域手当又は地域調整手当及び広域異動手当（以下「地域手当等」という。）並びに管理職手当、初任給調整手当、別府病院支援配置手当、特勤勤務手当（算出の基礎から扶養手当を除く。）及び特勤勤務手当に準ずる手当（算出の基礎から扶養手当を除く。）の月額合計額を1月の所定労働時間数で除して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第21条に規定する特殊勤務手当（夜間看護等手当及び待機手当を除く。）が支給されることとなる勤務に該当する場合の第25条及び第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務に係る勤務1時間当たりの手当の額（1日単位で支給されるものにあつては、その額を7.75で除した額）を、前項の規定による額に加算した額とする。

(端数計算)

第6条 前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第7条 この規程により計算した給与の確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

## 第2章 基本給

(基本給)

第8条 各職員の受ける基本給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件を考慮して決定する。

2 基本給は、基本給表に定める基本給月額及び第12条に規定する基本給調整額の合計

額とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、60歳に達した日後の最初の4月1日（以下「特定日」という。）を迎えた職員（教育職基本給表及び指定職基本給表の適用を受ける者を除く。以下「特定日以後職員」という。）の基本給月額は、特定日前日に適用されていた基本給月額に100分の70を乗じて得た額（100円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。）を基本給月額とする。

（基本給表の種類）

第9条 基本給表の種類は次に掲げるとおりとし、各基本給表の適用範囲は、それぞれ当該基本給表に定めるところによる。

- (1) 一般職基本給表
  - イ 一般職基本給表（一）（別表第1-1）
  - ロ 一般職基本給表（二）（別表第1-2）
- (2) 特定業務専門職基本給表（別表第1-3）
- (3) 教育職基本給表（別表第1-4）
- (4) 医療職基本給表
  - イ 医療職基本給表（一）（別表第1-5）
  - ロ 医療職基本給表（二）（別表第1-6）
- (5) 指定職基本給表（別表第1-7）
- (6) 特定有期職基本給表
  - イ （削除）
  - ロ 特定有期職基本給表（二）（別表第1-9）

2 各基本給表（指定職基本給表を除く。）に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容及び級別の資格基準は、本学が定める。

（基本給の支給）

第10条 新たに職員となった者には、その日から基本給を支給し、基本給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた基本給を支給する。

- 2 職員が退職（死亡の場合を除く。）し、又は解雇されたときは、その日まで基本給を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月まで基本給を支給する。
- 4 職員が、次の各号のいずれかに該当するときに基本給を支給する場合において、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その基本給額は、当該月の現日数から就業通則第31条第5項に規定する休日（就業通則第32条の規定が適用される職員については、これに相当する休日）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
  - (1) 第1項又は第2項に該当する場合
  - (2) 就業通則第12条の規定により休職となり、又は休職の終了により復職した場合
  - (3) 就業通則第39条第1項の規定により育児休業を開始し、又は育児休業の終了により復職した場合
  - (4) 就業通則第39条第1項の規定による育児休業の期間中に就業した場合
  - (5) 就業通則第40条の2第1項の規定により自己啓発等休業を開始し、又は自己啓発等休業の終了により復職した場合
  - (6) 就業通則第40条の3第1項の規定により配偶者同行休業を開始し、又は配偶者同行休業の終了により復職した場合
  - (7) 就業通則第44条第2項第3号の規定により出勤停止となり、又は出勤停止の終了により職務に復帰した場合

（基本給の異動）

第11条 新たに職員となった者の基本給の号は、その者の学歴、免許・資格及び経歴等に応じて決定する。

- 2 勤務成績が良好であることその他本学が定める基準により、適当と認める職員につい

ては、当該職員の級を同一の基本給表の上位の級に変更することができる。

- 3 職員が就業通則第8条の規定による降任をしたときは、当該職員の級を同一の基本給表の下位の級に変更することができる。
- 4 基本給表の適用を異にする異動をした職員、又は初任給の基準を異にする職に異動した職員の号については、本学が定める。
- 5 職員（指定職基本給表の適用を受ける職員を除く。）の昇給は、毎年1月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うことができる。
- 6 前項の規定により職員を昇給させる場合の昇給の号数については、本学が定める。
- 7 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号を超えて行うことができない。
- 8 前7項に規定するもののほか、特別な事由があると本学が認めた場合には、上位の号に決定することができる。

（基本給調整額）

第12条 職務内容の特殊性により、同じ職務の級に属する他の職に比べて、基本給月額が適当でないとして認められる者には、基本給調整額を支給する。

- 2 基本給調整額は、当該職員に適用される基本給表及び職務の級に応じて別表第1-10に掲げる調整基本額にその者に係る別表第1-11の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。ただし、その額が基本給月額の100分の25を超えるときは、基本給月額の100分の25に相当する額とする。

（基本給調整額に準ずる手当）

第12条の2 教育職基本給表の適用を受けない職員が大学院の学府の教授、准教授、講師（非常勤講師を除く。）又は助教を兼ねるときは、基本給調整額に準ずる手当を支給する。

- 2 基本給調整額に準ずる手当の額は、前条第2項の規定を準用した場合に得られる額とする。
- 3 この規程の第5条、第10条、第13条、第16条、第16条の2、第16条の3、第22条、第23条、第30条及び第31条の規定の適用にあつては、基本給表に定める基本給月額、基本給調整額及び基本給調整額に準ずる手当の合計額を基本給とする。

（基本給の半減）

第13条 第10条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に職員が勤務しないときは、当該各号に掲げる日を超えた日につき、基本給の半額を減ずる。ただし、業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合を除く。

- (1) 国立大学法人九州大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成16年度九大就規第19号。以下「勤務時間、休暇等規程」という。）第18条第4項から第6項までの規定による特定病気休暇を受けた場合、すでに受けた特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して90日に達する日
- (2) 国立大学法人九州大学職員安全衛生管理規程（平成16年度九大就規第23号。以下「職員安全衛生管理規程」という。）第17条の規定により就業を禁止された場合

90日

第3章 諸手当

（管理職手当）

第14条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職のうち、本学が指定する職を占める職員に支給する。ただし、指定職基本給表の適用を受ける職員には支給しない。

- 2 管理職手当の月額、基本給表及び職務の級並びに職の別により本学が定める区分に応じて、別表第1-12に掲げる額とする。

（初任給調整手当）

第15条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員（教育職基本給表の適用を受け、かつ、医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和

23年法律第202号)に規定する歯科医師免許証を有する者に限る。)には、月額50,800円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。この場合の月額は、当該手当の支給対象職員となった日以後の期間の区分に応じて別表第1-13に掲げる額とする。

- 2 職員のうち、新たに前項に規定する職を占めることとなった者で、医師免許証又は歯科医師免許証を有する者には、前項の規定に準じて初任給調整手当を支給する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、初任給調整手当及びこれに相当する手当を支給されていた期間が通算して35年に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。

(地域手当)

第16条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮した場合に支給する必要があると認められる次の各号に掲げる地域に在勤する職員に支給する。

- (1) 東京都特別区
- (2) 福岡県福岡市
- (3) 福岡県春日市
- (4) 福岡県糟屋郡篠栗町
- (5) 福岡県福津市

2 地域手当の月額は、基本給、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、前項に規定する地域に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 前項第1号の地域 100分の20
- (2) 前項第2号から第5号までの地域 100分の10

3 前項第2号の割合により地域手当を支給されていた職員が、異動又は施設の移転(以下「異動等」という。)により、地域手当の支給地域以外の地域に勤務することとなった場合(職員が、当該異動等の日の前日に在勤していた地域又は施設に引き続き6月を超えて在勤していた場合その他これに相当すると本学が認める場合に限る。)は、異動等の日から3年間、当該異動等の日の前日に支給されていた支給割合により地域手当を支給する。

4 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の適用を受ける職員又は国立大学法人の職員その他これに準ずると本学が認めるもの(以下「給与法適用職員等」という。)であった者が、引き続き本学の職員となった場合において、採用の事情を考慮して、前項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、採用の日から2年間、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合により地域手当を支給する。

- (1) 採用の日から1年を経過するまでの期間 採用の直前に勤務していた機関において支給されていた地域手当又はこれに相当する手当の支給割合
- (2) 採用の日から2年を経過するまでの期間(前号の期間を除く。) 前号の支給割合に100分の80を乗じた割合

(地域調整手当)

第16条の2 地域調整手当は、前条第1項各号に掲げる地域以外の地域に在勤する職員(前条第3項又は第4項の規定により、地域手当を支給されている者を除く。)に支給する。

2 地域調整手当の月額は、基本給、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、100分の4を乗じて得た額とする。

(広域異動手当)

第16条の3 広域異動手当は、在勤する地域を異にして異動等をした職員のうち、次の各号に掲げる距離がいずれも60km以上となる者又はこれに相当すると認められる者に、異動等の日から3年間支給する。ただし、第16条第3項の規定により地域手当を支給される職員には、広域異動手当は支給しない。

- (1) 異動等の日の前日に在勤していた施設と当該異動等の直後に在勤する施設との間の

距離（以下「施設間の距離」という。）

(2) 異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する施設との間の距離

2 広域異動手当の月額、基本給、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、次の各号に掲げる施設間の距離の区分に応じてそれぞれ定める割合から、前条に規定する地域調整手当又は第16条第1項に規定する地域手当の支給割合を減じた割合を乗じて得た額とする。

(1) 300km以上 100分の10

(2) 60km以上300km未満 100分の5

3 給与法適用職員等であった者が、引き続き本学の職員となった場合において、採用の事情を考慮して、広域異動手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、第1項の規定に準じて、当該職員に広域異動手当を支給する。この場合において、第1項中「異動等」とあるのは「採用」と読み替えるものとする。

4 前項の規定により支給する広域異動手当の月額は、基本給、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、当該職員が当該採用の直前に勤務していた機関において支給されていた地域手当又はこれに相当する手当の支給割合に100分の80を乗じて得た割合から、前条に規定する地域調整手当又は第16条第1項若しくは第4項の規定による地域手当の支給割合を減じた割合を乗じて得た額とする。ただし、広域異動手当の支給割合が当該職員の地域調整手当又は地域手当の支給割合以下となるときは、広域異動手当は支給しない。

（扶養手当）

第17条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、指定職基本給表の適用を受ける職員には支給しない。

2 前項に定める扶養親族は、次の表の扶養親族欄に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものとし、扶養手当の月額は、対象となる扶養親族に応じて同表に定める額の合計額とする。

扶 養 親 族	手 当 額
第1号 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	6,500円 ただし、一般職基本給表（一）8級、特定業務専門職基本給表6級、教育職基本給表5級及び医療職基本給表（一）8級に該当する職員（以下「一般職（一）8級相当職員」という。）にあつては3,500円とし、一般職基本給表（一）9級及び10級並びに特定業務専門職基本給表7級に該当する職員（以下「一般職（一）9級以上相当職員」という。）にあつては支給しない。
第2号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき10,000円
第3号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	1人につき6,500円
第4号 満60歳以上の父母及び祖父母	ただし、一般職（一）8級相当職員にあつては3,500円とし、一般職（一）9級以上相当職員にあつては支給しない。
第5号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
第6号 重度心身障害者	

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は扶養親族とすることができないものとする。

(1) 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当に相当する手当の支給の基礎となっている者

- (2) 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者
- 4 扶養親族である子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額、第2項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 次の各号に掲げる事由が発生した場合には、職員は、当該事由発生日から15日以内に所定の様式により届け出なければならない。ただし、一般職（一）9級以上相当職員にあっては、第2項の表の第1号及び第3号から第6号までの扶養親族に係る者を除く。
- (1) 新たに職員となった者に扶養親族がある場合
- (2) 新たに扶養親族の要件を具備するに至った者がある場合
- (3) 扶養親族の要件を欠くに至った者がある場合（第2項の表の第2号、第3号又は第5号の扶養親族が、満22歳に達した日以後最初の3月31日の経過により、当該要件を欠くこととなった場合を除く。）
- 6 扶養手当の支給は、次の各号に掲げる場合に応じ、各号に定める月から開始する。
- (1) 前項第1号又は第2号の場合 採用された日又は扶養の事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）
- (2) 前号の場合で、届出がそれぞれ事実が生じた日から15日を経過した後にされたとき 届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）
- 7 扶養手当を受けている職員が退職し、若しくは解雇された場合又はすべての扶養親族が扶養親族の要件を欠くに至った場合には、扶養手当の支給は、それらの事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終了する。
- 8 扶養手当を受けている職員に次の各号に掲げる事実が生じた場合には、当該各号に定める月からその支給額を改定する。
- (1) 更に扶養親族を有するに至った場合又は扶養親族のうち一部が扶養親族の要件を欠くに至った場合 当該事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）
- (2) 扶養親族である子が、特定期間にある子となった場合 満15歳に達する日後の最初の4月  
（住居手当）

第18条 住居手当は、次の表に掲げる職員の区分のいずれかに該当する職員に支給するものとし、住居手当の月額は、職員の区分に応じて同表に定める手当額（第1号に該当する職員のうち、第2号にも該当するものについては、第1号に掲げる額及び第2号に掲げる額の合計額）とする。ただし、指定職基本給表の適用を受ける職員には支給しない。

職員の区分	手当額
第1号 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第2号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（本学、他の国立大学法人、独立行政法人、地方公共団体等により宿舍を貸与されている職員を除く。以下この条において同じ。）	次の各号の区分に応じて、それぞれ掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額） イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額 ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額

	の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)を11,000円に加算した額
第2号 第20条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認めるもの	第1号の例により算出した額の2分の1の額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

- 2 新たに住居手当の要件を具備するに至った職員は、当該事実発生日から15日以内に所定の様式により届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額、住宅の所有関係等に変更があった場合についても同様とする。
- 3 住居手当の支給は、職員が新たに住居手当の要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始する。ただし、前項の規定による届出が、事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始する。
- 4 職員が住居手当の要件を欠くに至った場合には、住居手当の支給は、当該事実が発生した日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終了する。
- 5 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、当該事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)からその支給額を改定する。ただし、増額改定となる場合で、届出が、事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始する。

(通勤手当)

第19条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。ただし、交通機関、有料の道路(以下「交通機関等」という。)又は自動車等の交通用具(以下「自動車等」という。)を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者には支給しない。

- (1) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(第3号に掲げる職員を除く。)
- (2) 通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員(第3号に掲げる職員を除く。)
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として本学が定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては1月。以下「支給単位期間」という。)につき、本学が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)



(2) 前項第2号に掲げる職員 次の各号に掲げる自動車等の片道の使用距離に応じて、それぞれ掲げる額

イ	5 km未満	2, 000円
ロ	5 km以上10 km未満	4, 200円
ハ	10 km以上15 km未満	7, 100円
ニ	15 km以上20 km未満	10, 000円
ホ	20 km以上25 km未満	12, 900円
ヘ	25 km以上30 km未満	15, 800円
ト	30 km以上35 km未満	18, 700円
チ	35 km以上40 km未満	21, 600円
リ	40 km以上45 km未満	24, 400円
ヌ	45 km以上50 km未満	26, 200円
ル	50 km以上55 km未満	28, 000円
ヲ	55 km以上60 km未満	29, 800円
ワ	60 km以上	31, 600円

(3) 前項第3号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ掲げる額

イ 自動車等の片道の使用距離が2 km以上である職員 第1号及び前号に掲げる額  
(1月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55, 000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55, 000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

ロ 自動車等の片道の使用距離が2 km未満である職員のうち、1月当たりの運賃等相当額が前号に定める額以上である職員 第1号に定める額

ハ 自動車等の片道の使用距離が2 km未満である職員のうち、1月当たりの運賃等相当額が前号に定める額未満である職員 前号に定める額

3 異動等に伴い、地域を異にして勤務することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動等の直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)でその利用が通勤事情の改善に相当程度資すると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするもの及びこれらのものとの権衡上必要があると認められるものの通勤手当の月額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、本学が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が20, 000円を超えるときは、支給単位期間につき、20, 000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20, 000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20, 000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 新たに通勤手当の要件を具備するに至った職員は、当該事由発生日から15日以内に所定の様式により届け出なければならない。通勤手当を受けている職員が、部局等を異にして異動した場合、住居、通勤経路若しくは通勤方法の変更をした場合又は負担する運賃等の額に変更があった場合についても同様とする。

5 通勤手当の支給は、職員が新たに通勤手当の要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始する。ただし、前

項の規定による届出が、事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始する。

- 6 通勤手当を支給されている職員が退職し若しくは解雇された場合、又は通勤手当の要件を欠くに至った場合には、通勤手当の支給は、当該事実が発生した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終了する。
- 7 通勤手当を支給されている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、当該事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。ただし、増額改定となる場合で、届出が、事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始する。
- 8 第2条の規定にかかわらず、通勤手当は、原則として、支給単位期間に係る最初の月の同条に定める給与の支給日に支給する。
- 9 通勤手当を支給される職員について、退職、支給要件の喪失、通勤経路等の変更その他本学が定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して定める額を返納させるものとする。

（単身赴任手当）

第20条 異動等に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他のやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動等の直前の住居から当該異動等の直後に勤務する施設に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員及びこれらの職員との権衡上必要があると認められる職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、職員の配偶者が単身赴任手当又はこれに相当する手当の支給を受ける場合には、その間、当該職員には単身赴任手当は支給しない。
- 3 単身赴任手当の月額は、30,000円とする。ただし、職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km以上である職員にあっては、その額に、次の表に掲げる交通距離の区分に応じて定める額を加算した額とする。

交通距離		加算額
100km以上	300km未満	8,000円
300km以上	500km未満	16,000円
500km以上	700km未満	24,000円
700km以上	900km未満	32,000円
900km以上	1,100km未満	40,000円
1,100km以上	1,300km未満	46,000円
1,300km以上	1,500km未満	52,000円
1,500km以上	2,000km未満	58,000円
2,000km以上	2,500km未満	64,000円
2,500km以上		70,000円

- 4 新たに単身赴任手当の要件を具備するに至った職員は、当該事実発生日から15日以内に所定の様式により届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても同様とする。
- 5 単身赴任手当の支給は、職員が新たに単身赴任手当の要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始する。ただし、前項の規定による届出が、事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始する。
- 6 職員が単身赴任手当の要件を欠くに至った場合には、単身赴任手当の支給は、当該事

実が発生した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終了する。

- 7 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、当該事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。ただし、増額改定となる場合で、届出が、事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始する。

（特殊勤務手当）

第21条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の特殊な勤務に従事した職員には、その勤務の実績及び特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

- 2 特殊勤務手当の種類、勤務の内容、手当額等については、別表第2に定める。

（入試手当）

第21条の2 入試手当は、職員が、別表第3の入試区分に掲げる試験において、職員区分に応じて同表に定める業務に従事した場合に支給する。ただし、第14条の規定により管理職手当の適用を受ける職員及び指定職基本給表の適用を受ける職員には、同表の備考3において支給対象として定める業務に従事した場合を除き、支給しない。

- 2 前項の入試手当の額は、別表第3に掲げる入試区分、職員区分及び業務区分に応じて同表の手当額に掲げる額とする。

- 3 入試手当は、別表第3に定める業務について、第25条第2項に規定する時間外勤務手当又は第26条に規定する休日勤務手当が支給される場合には支給しない。

（学位論文調査手当）

第21条の3 学位論文調査手当は、九州大学学位規則第17条第2項に規定する調査委員となった職員が、同項に規定する論文の調査及び学力の確認（以下「調査等」という。）を行った場合に支給する。

- 2 前項の学位論文調査手当の額は、調査等を行った論文に係る調査委員数並びに主査及び主査以外の区分に応じて、論文1件につき、次の表に定める額とする。

調査委員数	手 当 額	
	主 査	主査以外
3人	20,000円	6,500円
4人	20,000円	4,000円
5人	20,000円	3,000円
6人	20,000円	2,500円
7人	20,000円	2,000円
8人	20,000円	1,800円
9人	20,000円	1,600円
10人	20,000円	1,400円

（別府病院支援配置手当）

第21条の4 九州大学病院（九州大学病院別府病院（以下「別府病院」という。）を除く。以下この条において同じ。）から別府病院へ異動した職員（当該異動の日の前日において、九州大学病院に引き続き6月以上在職していた者で、教育職基本給表、医療職基本給表（一）又は医療職基本給表（二）のいずれかの適用を受けていたものに限る。）には、別府病院支援配置手当を支給する。

- 2 別府病院支援配置手当の月額は、15,000円とする。

- 3 別府病院支援配置手当は、別府病院へ異動した日から3年を経過する日までの期間支給する。ただし、業務上の必要により3年を超えて別府病院に勤務する場合は、当該異動の日から5年を経過する日までの期間を限度に支給できるものとする。

（特地勤務手当）

第22条 生活の著しく不便な地に所在する施設として次に掲げる施設（以下「特地施設」という。）に勤務する職員には、特地勤務手当を支給する。

- (1) 農学部附属演習林宮崎演習林
- (2) 農学部附属農場高原農業実験実習場
- (3) 九重研修所

2 特地勤務手当の月額、特地勤務手当基礎額に、特地施設の級別区分に応じ、次の表に定める支給割合を乗じて得た額とする。

特 地 施 設	級別区分	支給割合
前項第1号の施設	1級地	100分の12
前項第2号及び第3号の施設	2級地	100分の4

3 前項の特地勤務手当基礎額は、職員が特地施設に勤務することとなった日に受けていた基本給及び扶養手当の月額合計額の2分の1に相当する額と、現に受ける基本給及び扶養手当の月額合計額の2分の1に相当する額を合算した額とする。

(特地勤務手当に準ずる手当)

第23条 職員が異動等に伴って住居を移転した場合に、当該異動等の直後に勤務する施設が特地施設に該当するときは、当該職員には、当該異動等の日から3年以内の期間、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

2 前項の手当の月額は、同項に規定する異動等の日に受けていた基本給及び扶養手当の月額合計額に、次の表に掲げる異動等の後の特地施設の級別区分に応じて、次の表に定める支給割合を乗じて得た額とする。

級別区分	支給割合
1級地	100分の6
2級地	100分の5

3 第1項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、前2項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

(遠隔地手当)

第23条の2 11月1日(以下この条において「基準日」という。)において、農学部附属演習林北海道演習林に勤務する職員には、遠隔地手当を支給する。基準日の翌日から基準日の属する年の翌年の3月1日までの間(以下「支給対象期間」という。)に採用、異動等の事由により勤務することとなった職員に対しても同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には遠隔地手当は支給しない。ただし、第2号のいずれかに該当する者が、支給対象期間において、同号のいずれにも該当しないこととなった場合は、この限りでない。

(1) 基準日から翌年3月1日までの期間の全日数にわたって北海道以外の地にある職員(扶養親族のある職員で、当該扶養親族が当該期間内に北海道に居住するものを除く。)

(2) 基準日において、次のいずれかに該当する者

イ 就業通則第12条第1項第2号により休職となった職員(以下「刑事休職者」という。)

ロ 就業通則第12条第1項により休職となった職員のうち、給与の支給を受けていない職員(第12条第1項第2号に該当する者を除く。以下「無給休職者」という。)

ハ 就業通則第39条第1項により育児休業をしている職員(以下「育児休業者」という。)

ニ 就業通則第40条の2第1項により自己啓発等休業をしている職員(以下「自己啓発等休業者」という。)

ホ 就業通則第40条の3第1項により配偶者同行休業をしている職員(以下「配偶者同行休業者」という。)

ヘ 就業通則第44条第2項第3号により出勤停止となった職員(以下「出勤停止者」という。)

3 遠隔地手当の額は、基準日(第1項後段に規定する職員にあつては、当該職員が農学部附属演習林北海道演習林に勤務することとなった日とし、第2項ただし書により支給

を受けることとなった職員にあっては、同項第2号のいずれにも該当しないこととなった日とする。)における職員の世帯等の区分に応じ、次の表に掲げる額とする。

世帯等の区分		
世帯主である職員		その他の職員
扶養親族(第17条第2項に規定するものをいう。以下同じ。)のある職員(北海道に居住する扶養親族のないもののうち、第20条第1項の規定により単身赴任手当を支給されるもの(本学が定めるものに限る。)及びこれに相当すると認められるものを除く。)	扶養親族のない職員	
75,000円	55,000円	30,000円

(寒冷地手当)

第24条 毎年11月から翌年3月までの各月の初日(以下この条において「基準日」という。)において、農学部附属演習林北海道演習林に勤務する職員には、寒冷地手当を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には寒冷地手当は支給しない。

- (1) 日本国外にある職員(次項の表における「扶養親族のある職員」に該当する職員を除く。)
- (2) 刑事休職者
- (3) 無給休職者
- (4) 育児休業者
- (5) 自己啓発等休業者
- (6) 配偶者同行休業者
- (7) 出勤停止者

3 寒冷地手当の額は、基準日における職員の世帯等の区分に応じ、次の表に掲げる額とする。

世帯等の区分		
世帯主である職員		その他の職員
扶養親族のある職員(寒冷地に居住する扶養親族のないもののうち、第20条第1項の規定により単身赴任手当を支給されるもの(本学が定めるものに限る。)及びこれに相当すると認められるものを除く。)	その他の世帯主である職員	
26,380円	14,580円	10,340円

(時間外勤務手当・休日勤務手当)

第25条 過半数代表者との書面による協定に基づく時間外勤務を行った職員には、当該勤務1時間につき、第5条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、100分の125(当該勤務が午後10時から午前5時までの間(以下「深夜」という。)に行われた場合は、100分の150)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる日(次条の規定により休日勤務手当が支給される日を除く。)に勤務した職員には、当該勤務1時間につき、第5条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、100分の135(当該勤務が深夜に行われた場合は、100分の160)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 就業通則第31条第5項に規定する休日
- (2) 勤務時間、休暇等規程第12条の規定により休日となった日

第26条 過半数代表者との書面による協定に基づく休日勤務を行った職員には、当該休日に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第5条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、100分の135（当該勤務が深夜に行われた場合は、100分の160）を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

第26条の2 前2条の規定にかかわらず、時間外勤務を行った時間と休日勤務を行った時間とを合算した時間が1月につき60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第5条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、100分の150（当該勤務が深夜に行われた場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当又は休日勤務手当として支給する。

（夜勤手当）

第27条 所定の勤務時間が深夜に割り振られた職員には、その間に勤務した全時間（前条の規定により休日勤務手当が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第5条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

（宿日直手当）

第28条 職員が、勤務時間、休暇等規程第14条の規定により宿日直を行った場合には、宿日直手当を支給する。

- 2 前項の宿日直手当の額は、その宿日直1回につき、国立大学法人九州大学職員宿日直勤務細則（平成16年度九大就規第32号）第2条各号に定める宿日直の区分に応じて次の表に定める額とする。

宿日直の区分	手当額
第1号の宿日直	6,300円
第2号の宿日直	21,000円

- 3 宿日直は、第25条から第27条までの勤務には含まれない。

（管理職員特別勤務手当）

第29条 第14条の規定により管理職手当の支給を受ける職員及び指定職基本給表の適用を受ける職員が、臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により就業通則第31条第5項に規定する休日に勤務した場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により就業通則第31条第5項に規定する休日以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

- (1) 第1項に規定する場合 勤務1回につき、管理職手当の区分等に応じて次に定める額

区 分		支給額 (実働時間が6時間を超える勤務)	
		特定日以後職員以外	特定日以後職員
管理職手当 適用職員	1種	12,000円 (18,000円)	8,400円 (12,600円)
	2種	10,000円 (15,000円)	7,000円 (10,500円)
	3種	8,500円 (12,750円)	6,000円 (8,900円)
	4種	7,000円	4,900円

		(10,500円)	(7,400円)
	5種	6,000円 (9,000円)	4,200円 (6,300円)
指定職基本給表適用職員		18,000円 (27,000円)	

(2) 前項に規定する場合 勤務1回につき、管理職手当の区分等に応じて次に定める額

区 分	支給額	
	特定日以後職員以外	特定日以後職員
1種	6,000円	4,200円
2種	5,000円	3,500円
3種	4,300円	3,000円
4種	3,500円	2,500円
5種	3,000円	2,100円

#### 第4章 賞与

(期末手当)

第30条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員及び基準日前1月以内に退職し、又は就業通則第17条第1項に該当して解雇された職員（以下「退職者等」という。）に対して支給する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する職員には、期末手当を支給しない。

(1) 基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員

イ 刑事休職者

ロ 無給休職者

ハ 育児休業者のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間等がない職員

ニ 自己啓発等休業者のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間等がない者

ホ 配偶者同行休業者のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間等がない職員

ヘ 出勤停止者

(2) 退職者等のうち、次に掲げる職員

イ 退職等の日において前号のいずれかに該当する職員であったもの

ロ 退職し、又は解雇された後、基準日までの間に給与法適用職員等となったもの（本学の在職期間を当該機関の職員としての在職期間に通算することとしている機関の職員となったものに限る。）

3 期末手当の額は、基準日現在（退職者等にあつては退職等の日現在。以下同じ。）において職員が受けるべき基本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当等の月額の合計額（以下「期末手当基礎額」という。）に、100分の120（管理職手当が支給される職員のうち、本学が指定するもの（以下「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の100、指定職基本給表の適用を受ける職員にあつては、100分の62.5）を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在 職 期 間	割 合
6月	100分の100
5月以上6月未満	100分の80
3月以上5月未満	100分の60
3月未満	100分の30

4 職務の複雑、困難及び責任の度を考慮して本学が定める職員にあつては、前項の規定

にかかわらず、基本給及びこれに対する地域手当等の月額合計額に、職員の職務等を考慮して本学が定める割合を乗じて得た額（以下「役職段階別加算額」という。）を前項に規定する期末手当基礎額に加算した額を、同項の期末手当基礎額とする。

- 5 本学が定める管理又は監督の職にある職員にあっては、第3項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定による額に、基本給月額に、職員の職等を考慮して本学が定める割合を乗じて得た額（以下「管理職加算額」という。）を加算した額を、第3項の期末手当基礎額とする。
- 6 第1項の規定にかかわらず、期末手当を支給することが不相当と認められる事由のある職員については、これを支給しないこと又は一時差し止めることができるものとする。
- 7 全学管理教員及び特定有期病院医療職員については、第2項第2号口は適用しないものとする。

（勤勉手当）

第31条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員及び退職者等に対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。

2 前項の規定にかかわらず、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、勤勉手当は支給しない。

(1) 基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員

イ 就業通則第12条第1項の規定に該当して休職となった職員（同項第1号に該当して休職となった職員のうち、給与の全額を支給されている者を除く。）

ロ 育児休業者のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がない職員

ハ 自己啓発等休業者のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がない職員

ニ 配偶者同行休業者のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がない職員

ホ 出勤停止者

(2) 退職者等のうち、次に掲げる職員

イ 退職等の日において前号のいずれかに該当する職員であったもの

ロ 前条第2項第2号口に掲げる者（勤勉手当に相当する手当の支給がない場合はこの限りでない。）

3 勤勉手当の額は、基準日現在において職員が受けるべき基本給及びこれに対する地域手当等の月額合計額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、職員の勤務成績に応じて本学が定める割合に、基準日以前6月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

勤 務 期 間	割 合
6月	100分の100
5月15日以上6月未満	100分の95
5月以上5月15日未満	100分の90
4月15日以上5月未満	100分の80
4月以上4月15日未満	100分の70
3月15日以上4月未満	100分の60
3月以上3月15日未満	100分の50
2月15日以上3月未満	100分の40
2月以上2月15日未満	100分の30
1月15日以上2月未満	100分の20
1月以上1月15日未満	100分の15
15日以上1月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	0

4 前条第4項及び第5項の規定は、前項の勤勉手当基礎額について準用する。



5 前条第6項及び第7項の規定は、勤勉手当の支給に準用する。

第5章 雑則

(個別契約)

第32条 病院長その他この規程により難い者については、個別の契約により定める。

(期間を定めて雇用される者の取扱い)

第33条 九州大学就業通則(平成16年度九大就規第1号)第2条第2項の規定により期間を定めて雇用される者の取扱いで、この規程の規定を適用しない事項については別表第4のとおりとする。

(雑則)

第34条 この規程に定めるもののほか、給与の支給に関し必要な事項は、総長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 国立大学法人法(平成15年法律第112号)附則第4条の規定により本学の職員となった者に係るこの規程施行後の給与に関する決定その他の手続は、この規程の規定に基づいてなされたものとみなす。

3 前項の場合において、基本給表の名称については、次の表のとおり読み替えるものとし、基本給表における職務の級及び号については、別に通知をしない限り、施行日の前日に受けていた職務の級及び号俸等に対応する基本給月額に決定されたものとする。

施行日の前日における俸給表	施行日において決定されたとみなす基本給表
行政職俸給表(一)	一般職基本給表(一)
行政職俸給表(二)	一般職基本給表(二)
教育職俸給表(一)	教育職基本給表
医療職俸給表(二)	医療職基本給表(一)
医療職俸給表(三)	医療職基本給表(二)
指定職俸給表	指定職基本給表

4 第2条の規定にかかわらず、次項第2号に定める特殊勤務手当の計算期間及び支給日は、次に掲げるとおりとする。

給与の種類	給与の計算期間	給与の支給日
特殊勤務手当(後期専門研修医指導手当及び周産期医療従事者指導手当に限る。)	一事業年度の初日から末日まで	3月21日 ただし、その日が就業通則第31条第5項に規定する休日に当たるときは、当該日の直前の休日でない日

5 第21条に規定する特殊勤務手当として、別表第2に定めるもののほか、次の各号に掲げる期間ごとに当該各号に定める手当を支給する。ただし、平成21年度における第2号に定める手当の額については、「50,000円」とあるのは「25,000円」と、「30,000円」とあるのは「15,000円」とする。

(1) 平成21年12月1日から平成23年3月31日までの間

手当の種類	勤務の内容	手当額	支給単位
救急診療手当	九州大学病院の教員(有期教員、特定有期教員を含む。)が、休日及び夜間において救急医療のうち三次救急患者の診療業務に従事したとき。	休日(8時00分から18時00分まで)	13,570円
		夜間(18時00分から8時00分まで)	18,659円
分娩従事手当	九州大学病院の教員(有期教員、特定有期教員を含む。)	医師(当該分娩に従事する者2	3,000円

	及び助産師が、分娩に係る業務に従事したとき。	名まで) 助産師（当該分娩に従事する者2名まで）	2,000円	
--	------------------------	-----------------------------	--------	--

(2) 平成21年12月1日から平成25年3月31日までの間

手当の種類	勤務の内容	手当額	支給単位
後期専門研修医指導手当	九州大学病院の教員（有期教員、特定有期教員を含む。）が、後期専門研修プログラムに基づき、後期研修医の指導に係る業務に従事したとき。	50,000円	1事業年度

(3) 平成21年12月1日から平成26年3月31日までの間

手当の種類	勤務の内容	手当額	支給単位
周産期医療従事者指導手当	九州大学病院の教員（有期教員、特定有期教員を含む。）、助産師及び看護師が、周産期医療に従事する医師、助産師及び看護師の指導に係る業務に従事したとき。	医師 助産師、看護師 50,000円 30,000円	1事業年度

6 平成30年3月31日までの間、職員（次の表の基本給表欄に掲げる基本給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同表の職務の級欄に掲げる級以上である者でその号が当該級における最低の号でないものに限る。以下「特定職員」という。）に対する次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 基本給月額 当該特定職員の基本給月額（当該特定職員が附則（平成17年度九大就規第17号）第3条第1項の規定の適用を受ける者である場合にあつては、同項の適用がなかったものとした場合の基本給月額とする。また、当該特定職員が第13条の規定の適用を受ける者である場合にあつては、同条の規定により半額に減ぜられた基本給月額とする。以下この項において同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の基本給月額に100分の98.5を乗じて得た額が当該特定職員の属する職務の級における最低の号の基本給月額（当該特定職員が同条の規定を受ける者である場合にあつては、当該最低の号の基本給月額からその半額を減じた額。以下この項において同じ。）に達しない場合（以下「最低号に達しない場合」という。）にあつては、当該特定職員の基本給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号の基本給月額を減じた額（以下「基本給月額減額基礎額」という。））
- (2) 地域手当 当該特定職員の基本給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号に達しない場合にあつては、基本給月額減額基礎額に対する地域手当の月額）
- (3) 地域調整手当 当該特定職員の基本給月額に対する地域調整手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号に達しない場合にあつては、基本給月額減額基礎額に対する地域調整手当の月額）
- (4) 広域異動手当 当該特定職員の基本給月額に対する広域異動手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号に達しない場合にあつては、基本給月額減額基礎額に対する広域異動手当の月額）
- (5) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額並びにこれに対する地域手当、地域調整手当及び広域異動手当の月額の合計額（第3

0条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する職員の職務等を考慮して本学が定める割合を乗じて得た額（同条第5項に規定する管理又は監督の職にある職員（以下「管理監督職員」という。）にあっては、その額に、基本給月額に職員の職等を考慮して本学が定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第3項の表に定める割合以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項の表に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号に達しない場合にあつては、それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当、地域調整手当及び広域異動手当の月額合計額（同条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する職員の職務等を考慮して本学が定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、基本給月額減額基礎額に職員の職等を考慮して本学が定める割合を乗じて得た額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第3項の表に定める割合以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項の表に定める割合を乗じて得た額）

- (6) 勤勉手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額並びにこれに対する地域手当、地域調整手当及び広域異動手当の月額の合計額（第31条第4項で準用する第30条第4項及び第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する職員の職務等を考慮して本学が定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、基本給月額に職員の職等を考慮して本学が定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第31条第3項に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当、地域調整手当及び広域異動手当の月額の合計額（同条第4項において準用する第30条第4項及び第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する職員の職務等を考慮して本学が定める割合を乗じて得た額を加算した額（管理監督職員にあっては、その額に、基本給月額減額基礎額に同項に規定する職員の職等を考慮して本学が定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第31条第3項に規定する割合を乗じて得た額）

基本給表	職務の級
一般職基本給表（一）	6級
特定業務専門職基本給表	4級
教育職基本給表	5級
医療職基本給表（一）	6級
医療職基本給表（二）	6級

- 7 前項の規定により給与が減ぜられて支給される職員（以下「減額支給対象職員」という。）の管理職手当に係る第14条第2項の規定の適用については、同条第2項中「別表第1-12に掲げる額」とあるのは「別表第1-12に掲げる額に100分の98.5を乗じて得た額」と読み替える。
- 8 減額支給対象職員の特地勤務手当又は特地勤務手当に準ずる手当は、第22条第2項及び第3項又は第23条第2項及び第3項の規定にかかわらず、第6項第1号の規定により算出される額を考慮して、関係人事院規則に準じて算出される額をそれぞれ当該手当として支給する。
- 9 減額支給対象職員の第5条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、同条第1項の規定にかかわらず、基本給から附則第6項第1号の規定により算出される額に相当する額を差し引いた額並びに基本給に対する地域手当から同項第2号の規定により算出される

額に相当する額を差し引いた額又は基本給に対する地域調整手当から同項第3号の規定により算出される額に相当する額を差し引いた額及び基本給に対する広域異動手当から同項第4号の規定により算出される額に相当する額を差し引いた額並びに管理職手当、初任給調整手当、特勤手当（算出の基礎から扶養手当を除く。）及び特勤手当に準じる手当（算出の基礎から扶養手当を除く。）の月額合計額を1月の所定労働時間数で除して得た額とする。

10 この規程を実施するにあたって必要な技術的事項については、当分の間、関係人事院規則の例によるものとする。

附 則（平成16年度九大就規第46号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年度九大就規第6号）

1 この規程は、平成17年10月1日から施行する。

2 改正後の国立大学法人九州大学職員給与規程第24条第3項の規定にかかわらず、平成17年11月1日から平成19年3月31日の間において、同条第1項の基準日において次に掲げる世帯等の区分に該当する職員に支給する寒冷地手当の額は、次の表の左欄に掲げる月の区分に応じて同表の右欄に掲げる額とする。

(1) 世帯主である職員のうち、扶養親族のある職員

平成17年11月から平成18年3月まで	30,600円
平成18年11月から平成19年3月まで	26,600円

(2) 世帯主である職員のうち、その他の世帯主である職員

平成17年11月から平成18年3月まで	15,440円
---------------------	---------

3 改正後の国立大学法人九州大学職員給与規程に定めるもののほか寒冷地手当の支給に当たって必要な事項については、当分の間、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年6月8日法律第200号）その他関係法令等に規定する国家公務員の寒冷地手当の支給の例によるものとする。

附 則（平成17年度九大就規第8号）

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成17年度九大就規第17号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成18年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（職員の級及び号の切替え）

第2条 平成18年3月31日（以下「施行日前日」という。）から引き続き在職する職員の級及び号については、本学が定めるところにより、この規程による改正後の国立大学法人九州大学職員給与規程（以下「新規程」という。）に基づく級及び号に決定する。

（基本給についての経過措置）

第3条 施行日前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける基本給月額が、同日に受けていた基本給月額（平成21年12月1日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。以下「施行日前日の基本給月額」という。）に達しないこととなる職員（次項及び第3項に該当する者を除く。）には、平成26年3月31日までの間、施行日前日の基本給月額を、この規程による基本給月額として支給する。

(1) 適用される基本給、職務の級及び号が、それぞれ次の表の基本給表欄、職務の級欄及び号欄に掲げるもの以外の職員（次号に掲げる職員を除く。）100分の99.1

基本給表	職務の級	号
一般職基本給表（一）	1級	1号から56号まで
	2級	1号から24号まで
	3級	1号から8号まで

一般職基本給表（二）	1 級	1 号から 6 8 号まで
	2 級	1 号から 3 2 号まで
特定業務専門職	1 級	1 号から 4 0 号まで
	2 級	1 号から 8 号まで
教育職	1 級	1 号から 4 4 号まで
	2 級	1 号から 3 2 号まで
	3 級	1 号から 1 2 号まで
医療職（一）	1 級	1 号から 5 2 号まで
	2 級	1 号から 3 2 号まで
	3 級	1 号から 1 6 号まで
	4 級	1 号から 4 号まで
医療職（二）	1 級	1 号から 5 6 号まで
	2 級	1 号から 4 0 号まで
	3 級	1 号から 1 6 号まで
	4 級	1 号から 4 号まで

(2) 指定職基本給表の適用を受ける職員 100分の98.94

(3) 前2号に掲げる職員以外の職員 100分の99.34

2 施行日前日から引き続き在職する職員（前項に規定する職員を除く。）のうち、施行日以降に次に掲げる各号のいずれかの事由に該当することとなった職員で、当該事由該当後にその者の受ける基本給月額が、施行日前日に当該事由が生じたものとみなした場合にこの規程による改正前の国立大学法人九州大学職員給与規程によりその者が同日に受けることとなる基本給月額（平成21年12月1日において、前条各号に掲げる職員である者にあつては、当該基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。以下「事由発生後の施行日前日の基本給月額相当額」という。）に達しないこととなる職員には、平成26年3月31日までの間、事由発生後の施行日前日の基本給月額相当額を新規規程による基本給月額として支給する。

(1) 基本給表の適用を異にする異動又は初任給の基準を異にする職種への異動をした場合（指定職基本給表の適用を受けることとなった場合を除く。）

(2) 施行日前日において属していた職務の級より下位の級に変更された場合

(3) 施行日前における就業通則第12条の規定による休職、就業通則第39条の規定による育児休業、就業通則第40条の規定による介護休業及び勤務時間、休暇等規程第18条に規定する病気休暇の期間を含む期間について、復職後に号の調整をされた場合

3 施行日以降に新たに職員となった者で、前2項の規定を適用される職員との権衡上必要があると認められる職員の基本給月額については、前2項に準じるものとする。

4 附則第6項の適用を受ける職員については、第1項中「、施行日前日の基本給月額」とあるのは、「、附則第6項の規定により減ぜられた基本給月額に、施行日前日の基本給月額からその者の受ける基本給月額を減じた額に100分の98.5を乗じて得た額を加算した額」と読み替えて適用したものとしたときに得られる額を支給する。

（基本給調整額についての経過措置）

第4条 新規規程第12条の規定により基本給調整額が支給される職を占める職員（以下「基本給調整額適用職員」という。）で、施行日前日から引き続き基本給調整額適用職員である者（次項及び第3項に該当する者を除く。）のうち、調整基本額が、施行日前日の調整基本額に100分の99.76を乗じて得た額（その額に一円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる者には、同条による基本給調整額のほか、その差額に相当する額に、次に掲げる期間の区分に応じて定める割合を乗じて得た額に調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは切り捨て

た額)を、基本給調整額として支給する。

期 間	割 合
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	100分の100
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	100分の75
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	100分の50
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	100分の25

2 施行日以後に新たに基本給調整額適用職員となった職員又は施行日以後に新たに附則第3条第2項各号に掲げる事由に該当することとなった職員のうち、前項に準ずるものとして本学が認める者には、前項に準じて基本給調整額を支給する。

3 施行日以降に新たに職員となった者で、前2項の規定を適用される職員との権衡上必要があると認められる職員には、前2項に準じて基本給調整額を支給する。

(地域手当の支給割合が改定された場合の異動保障の対象となる割合)

第5条 附則第3条に該当する職員のうち、異動等の前日から6月をさかのぼった日の前日から当該異動等の日の前日までの間(以下「対象期間」という。)に当該異動前に在勤していた地域に係る新規程第16条第1項各号に定める割合が改定された場合の同条第3項第1号の割合については、対象期間における地域手当の支給割合のうち最も低い割合によるものとする。

附 則(平成18年度九大就規第23号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成19年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(管理職手当に係る経過措置)

第2条 第14条の規定により管理職手当を支給される職を占める職員(以下「管理職手当適用職員」という。)で、平成19年3月31日(以下「施行日前日」という。)から引き続き管理職手当適用職員である者のうち、この規程による改正後の管理職手当が次項の経過措置基準額に達しないこととなる職員には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当と経過措置基準額との差額に次に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた額)を管理職手当として支給する。

期 間	割 合
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	100分の100
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	100分の75
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	100分の50
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	100分の25

2 経過措置基準額は、次の各号に定める額とする。

(1) 施行日前日に適用されていた基本給表と同一の基本給表の適用を受ける職員については、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ定める額

ア 施行日前日に属していた職務の級と同一又は上位の級に属する職員のうち、同一区分職員(施行日における管理職手当の区分が、施行日前日と同一のものをいう。

以下同じ。) 施行日前日にその者が受けていた管理職手当に100分の99.59を乗じた額(国立大学法人九州大学職員給与規程の一部を改正する規程(平成17年度九大就規第17号)附則第3条第1項第3号に規定する職員(以下「3号職員」という。))については、100分の99.83)

イ 施行日前日に属していた職務の級と同一又は上位の級に属する職員のうち、下位区分職員(施行日における管理職手当の区分が、施行日前日より下位の区分であるものをいう。以下同じ。) 施行日における管理職手当の区分を施行日前日に適用した場合の同日における管理職手当に100分の99.59を乗じた額(3号職員については、100分の99.83)

ウ 施行日前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、同一区分職員 施行日前日にその者が当該下位の職務の級に降格した場合に受けること

となる管理職手当に100分の99.59を乗じた額（3号職員については、100分の99.83）

エ 施行日前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、下位区分職員 施行日前日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、施行日における管理職手当の区分を施行日前日に適用した場合の同日における管理職手当に100分の99.59を乗じた額（3号職員については、100分の99.83）

(2) 施行日以後に基本給表の適用を異にする異動をした職員（施行日以後に新たに本学職員となったものを除く。）については、施行日前日に当該異動をしたものとした場合に前各号の規定に準じてその者が受けることとなる管理職手当に100分の99.59を乗じた額（3号職員については、100分の99.83）

(3) 施行日以後に給与法適用職員等から引き続き本学職員となったもののうち、採用の事情等を考慮し、前各号に掲げる職員に準ずるものとして本学が認める職員については、前各号に準じて本学が定める額

（地域手当及び広域異動手当に関する経過措置）

第3条 第16条第3項及び第16条の3の規定は、平成16年4月2日から施行日前日までの間に職員がその在勤する地域を異にして異動等をした場合についても適用する。この場合において、第16条第3項及び第16条の3第1項中「異動等の日から3年間」とあるのは「平成19年4月1日から異動等の日以後3年を経過する日までの間」とする。

（地域手当の支給割合が改定された場合の異動保障の対象となる割合）

第4条 第16条第3項又は第4項に該当する職員のうち、異動等又は採用の日の前日から6月をさかのぼった日の前日から当該異動又は採用の日の前日までの間（以下「対象期間」という。）に当該異動等又は採用の直前に在勤していた地域に係る地域手当又はこれに相当する手当の支給割合が改定された場合の同条第3項又は同条第4項第1号の割合については、第16条第3項又は第4項第1号の規定にかかわらず、対象期間における地域手当又はこれに相当する手当の支給割合のうち最も低い割合によるものとする。

（助教及び准助教の在職期間の通算）

第5条 別表第1-1基本給調整額適用区分表全学の項の(4)の助教及び同項の(5)の准助教としての在職期間には、施行日前日までの助手としての在職期間を含むものとする。

附 則（平成19年度九大就規第1号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成20年1月1日から施行する。

（一時金の支給）

第2条 この規程による改正前の国立大学法人九州大学職員給与規程（以下「旧規程」という。）の適用を受けた職員で、引き続きこの規程による改正後の国立大学法人九州大学職員給与規程（以下「新規程」という。）の適用を受けるものについては、平成19年4月1日以降において旧規程の適用を受けた期間（以下「対象期間」という。）に新規程を適用し、かつ、旧規程第31条第3項に規定する同年12月期における勤勉手当に係る職員の勤務成績に応じて本学が定める割合を改定したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間において旧規程により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。

附 則（平成19年度九大就規第7号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大就規第4号）

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大就規第13号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(特定プロジェクト教員の適用除外規定)

第2条 平成21年3月31日から引き続き在職し、この規程による改正前の国立大学法人九州大学職員給与規程(平成16年度九大就規第14号。以下「給与規程」という。)

第9条第1項第3号に規定する教育職基本給表の適用を受ける特定プロジェクト教員については、この規程による改正後の給与規程第9条第1項第6号及び第33条の規定は適用しない。

附 則(平成21年度九大就規第4号)

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則(平成21年度九大就規第8号)

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則(平成21年度九大就規第22号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年度九大就規第7号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成22年10月1日から施行する。

(寄附講座教員及び寄附研究部門教員の適用除外規定)

第2条 平成22年10月1日から引き続き在職し、この規程による改正前の九州大学寄附講座及び寄附研究部門規則(平成16年度九大規則第85号。)第11条第3項に規定する寄附講座教員及び寄附研究部門教員については、この規程による改正後の給与規程第9条第1項第6号及び第33条の規定は適用しない。

附 則(平成22年度九大就規第17号)

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則(平成22年度九大就規第29号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(平成23年4月1日における号の調整)

第2条 平成23年4月1日において43歳に満たない職員(第9条第1項第1号から第4号までに規定する基本給表の適用を受ける職員)のうち、平成22年1月1日において第11条第5項の規定により昇給した職員その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の平成23年4月1日における号は、この条の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号の1号上位の号とする。

附 則(平成23年度九大就規第2号)

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則(平成23年度九大就規第15号)

この規程は、平成23年11月1日から施行する。

附 則(平成23年度九大就規第21号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年4月1日における号の調整)

第2条 平成24年4月1日において、36歳に満たない職員(第9条第1項第1号から第4号までに規定する基本給表の適用を受ける職員)のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第11条第5項の規定による昇給その他の号の決定の状況(以下「調整考慮事項」という。)を考慮して調整の必要がある職員の平成24年4月1日における号は、この条の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号の1号(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要がある職員にあっては、2号)上位の号とする。

附 則(平成24年度九大就規第9号)

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

附 則(平成24年度九大就規第29号)



(施行期日)

第1条 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(平成25年4月1日における号の調整)

第2条 平成25年4月1日において、31歳以上39歳未満の職員(第9条第1項第1号から第4号までに規定する基本給表の適用を受ける職員)のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第11条第5項の規定による昇給その他の号の決定の状況を考慮して調整の必要がある職員の平成25年4月1日における号は、この条の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号の1号上位の号とする。

附 則(平成25年度九大就規第13号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(平成26年4月1日における号の調整)

第2条 平成26年4月1日において、45歳未満の職員(第9条第1項第1号から第4号までに規定する基本給表の適用を受ける職員)のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第11条第5項の規定による昇給その他の号の決定の状況を考慮して調整の必要がある職員の平成26年4月1日における号は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号の1号上位の号とする。

附 則(平成26年度九大就規第2号)

(施行期日等)

第1条 この規程は、平成26年12月1日から施行する。

2 この規程による改正後の国立大学法人九州大学職員給与規程(以下「新規程」という。)

第21条の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(一時金の支給)

第2条 この規程による改正前の国立大学法人九州大学職員給与規程(以下「旧規程」という。)の適用を受けた職員で、引き続き新規程の適用を受けるものについては、平成26年4月1日以降において旧規程の適用を受けた期間(以下「対象期間」という。)に新規程を適用したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間において旧規程により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。

附 則(平成26年度九大就規第7号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(施行日前の異動者の号の調整)

第2条 施行日前に職務の級を異にして異動した職員の施行日における号については、その者が施行日において職務の級を異にする異動をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

(基本給月額についての経過措置)

第3条 平成27年3月31日(以下「施行日前日」という。)から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員で、施行日以降にその者の受ける基本給月額が施行日前日において受けていた基本給月額に達しないこととなる職員(次項及び第3項に該当する者を除く。)には、平成30年3月31日までの間、施行日前日の基本給月額を、この規程による基本給月額として支給する。

2 施行日前日から引き続き在職する職員(前項に規定する職員を除く。)のうち、施行日以降に次に掲げる各号のいずれかの事由に該当することとなった職員で、当該事由該当後にその者の受ける基本給月額が、施行日前日に当該事由が生じたものと見なした場合にこの規程による改正前の国立大学法人九州大学職員給与規程によりその者が同日に受けることとなる基本給月額(以下「事由発生後の施行日前日の基本給月額相当額」

という。)に達しないこととなる職員には、平成30年3月31日までの間、事由発生後の施行日前日の基本給月額相当額を改正後の国立大学法人九州大学職員給与規程(以下「新規程」という。)による基本給月額として支給する。

- (1) 基本給表の適用を異にする異動又は初任給の基準を異にする職種への異動をした場合(指定職基本給表の適用を受けることとなった場合を除く。)
  - (2) 施行日前日において属していた職務の級より下位の級に変更された場合
  - (3) 施行日前における就業通則第12条の規定による休職、就業通則第39条の規定による育児休業、就業通則第40条の規定による介護休業、就業通則第40条の2の規定による自己啓発等休業及び勤務時間、休暇等規程第18条に規定する病気休暇の期間を含む期間について、復職後に号の調整をされた場合
- 3 施行日以降に新たに職員となった者で、前2項の規定を適用される職員との権衡上必要があると認められる職員の基本給月額については、前2項に準じるものとする。
- 4 附則第6項の適用を受ける職員については、第1項中「、施行日前日の基本給月額」とあるのは、「、附則第6項の規定により減ぜられた基本給月額に、施行日前日の基本給月額からその者の受ける基本給月額を減じた額に100分の98.5を乗じて得た額を加算した額」と、第2項中「、事由発生後の施行日前日の基本給月額相当額」とあるのは、「、附則第6項の規定により減ぜられた基本給月額に、事由発生後の施行日前日の基本給月額相当額からその者の受ける基本給月額を減じた額に100分の98.5を乗じて得た額を加算した額」と読み替えて適用したものとしたときに得られる額を支給する。

(地域手当の支給割合が改定された場合の異動保障の対象となる割合)

第4条 平成30年10月1日までの間、新規程第16条第3項又は第4項に該当する職員のうち、異動等又は採用の日の前日から6月をさかのぼった日の前日から当該異動又は採用の日の前日までの間(以下「対象期間」という。)に当該異動等又は採用の直前に在勤していた地域に係る地域手当又はこれに相当する手当の支給割合が改定された場合の同条第3項又は第4項第1号の割合については、同条第3項又は第4項第1号の規定にかかわらず、対象期間における地域手当又はこれに相当する手当の支給割合のうち最も低い割合によるものとする。

(広域異動手当に関する経過措置)

第5条 施行日から平成28年3月31日までの間に職員がその在勤する地域を異にして異動等した場合における当該職員に対する当該異動等に係る広域異動手当の支給に関する新規程第16条の3第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。

- 2 施行日前に職員がその在勤する地域を異にして異動等した場合における当該職員に対する当該異動等に係る広域異動手当の支給に関する新規程第16条の3第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の6」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の3」とする。

附 則 (平成27年度九大就規第6号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年12月1日から施行する。

(特定プロジェクト教員等の適用除外規定)

第2条 平成27年11月30日から引き続き在職し、現にこの規程による改正前の国立大学法人九州大学職員給与規程(平成16年度九大就規第14号。以下「給与規程」という。)第9条第1項第6号イに規定する特定有期職基本給表(一)の適用を受けている特定プロジェクト教員、寄附講座教員及び寄附研究部門教員、共同研究部門教員並びにテニユアトラック制教員(以下「特定プロジェクト教員等」という。)については、特定プロジェクト教員等として引き続き在職する間、なお従前の例による。

附 則 (平成27年度九大就規第9号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成28年3月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第20条に係る改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

(地域手当に関する特例)

第2条 施行日から平成28年3月31日までの間にこの規程による改正後の国立大学法人九州大学職員給与規程（以下「新規程」という。）第16条第1項第1号に掲げる地域に在勤する職員に対する地域手当の支給に関する同条第2項第1号の規定の適用については、同号中「100分の20」とあるのは「100分の18.5」とする。

2 施行日から平成28年3月31日までの間に新規程第16条第1項第6号に掲げる地域に在勤する職員に対する地域手当の支給に関する同条第2項第2号の規定の適用については、同号中「100分の10」とあるのは「100分の7」とする。

(一時金の支給)

第3条 この規程による改正前の国立大学法人九州大学職員給与規程（以下「旧規程」という。）の適用を受けた職員で、引き続き新規程の適用を受けるもの（第2条第2項の規定により、年俸制給与を適用する者を除く。）については、平成27年4月1日以降において旧規程の適用を受けた期間（以下「対象期間」という。）に新規程を適用し、かつ、旧規程第31条第3項に規定する同年12月期における勤勉手当に係る職員の勤務成績に応じて本学が定める割合（以下「勤勉手当成績率」という。）を改定したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間において旧規程により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。この場合において、対象期間中の新規程第16条の規定の適用については、同条第2項第1号中「100分の20」とあるのは、「100分の18.5」と、同条第2項第2号中「100分の10」とあるのは「100分の7」（ただし、同条第1項第6号に掲げる地域に在勤する職員に限る。）とする。

2 第2条第2項の規定により年俸制給与を適用する職員については、平成27年4月1日（平成27年度の途中から年俸制給与を適用することとなった者（以下「年俸制切替者」という。）はその日。）から施行日の前日まで（以下「年俸制給与適用期間」という。）に給与（国立大学法人九州大学年俸制給与の適用に関する細則（平成26年度九大就規第4号）第3条に規定するものをいう。以下同じ。）を決定するにあたり旧規程を準用して得た基本給月額、基本給調整額、初任給調整手当及び地域手当に新規程を適用し、かつ、業績給の算出の基礎となる同年12月期における勤勉手当成績率を改定したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と、年俸制給与適用期間に支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。

3 年俸制切替者については、前項の規定による一時金に加え、年俸制給与を適用されるまでの対象期間において第1項の規定を適用した一時金を支給する。

4 前2項の一時金の額を算出するにあたり、新規程を準用して得る地域手当に係る第16条の規定の適用については、同条第2項第1号中「100分の20」とあるのは「100分の18.5」と、同条第2項第2号中「100分の10」とあるのは「100分の7」（ただし、同条第1項第6号に掲げる地域に在勤する職員に限る。）とする。

附 則（平成28年度九大就規第16号）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成28年12月1日から施行する。ただし、この規程による改正後の国立大学法人九州大学職員給与規程（以下「新規程」という。）第17条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

(国立大学法人九州大学職員給与規程の一部改正に伴う経過措置)

第2条 次の各号に掲げる期間の新規程第17条第2項の表の適用については、当該各号に掲げる表による。

(1) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間

扶 養 親 族	手 当 額
---------	-------

第1号 配偶者	10,000円
第2号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき8,000円（職員に配偶者が ない場合にあつては、そのうち1人につ いては10,000円）
第3号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	1人につき6,500円（職員に配偶者が なく第2号に該当する扶養親族がない場合 にあつては、そのうち1人については9, 000円）
第4号 満60歳以上の父母及び祖父母	
第5号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
第6号 重度心身障害者	

(2) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間

扶養親族	手当額
第1号 配偶者	6,500円
第2号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき10,000円
第3号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	1人につき6,500円
第4号 満60歳以上の父母及び祖父母	
第5号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
第6号 重度心身障害者	

(3) 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間

扶養親族	手当額
第1号 配偶者	6,500円 ただし、一般職（一）8級相当職員及び一 般職（一）9級以上相当職員にあつては3, 500円
第2号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき10,000円
第3号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	1人につき6,500円 ただし、一般職（一）8級相当職員及び一 般職（一）9級以上相当職員にあつては3, 500円
第4号 満60歳以上の父母及び祖父母	
第5号 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
第6号 重度心身障害者	

2 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間の新規程第17条第5項の適用については、ただし書は適用しない。

（一時金の支給）

第3条 この規程による改正前の国立大学法人九州大学職員給与規程（以下「旧規程」という。）の適用を受けた職員で、引き続き新規程の適用を受けるもの（第2条第2項の規定により、年俸制給与を適用する者を除く。）については、平成28年4月1日以降において旧規程の適用を受けた期間（以下「対象期間」という。）に新規程を適用した場合に支給されることとなる給与の額と対象期間において旧規程により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。

2 新規程第2条第2項の規定により年俸制給与を適用する職員については、平成28年4月1日（平成28年度の途中から年俸制給与を適用することとなった者（以下「年俸制切替者」という。）はその日。）から12月31日まで（以下「年俸制給与適用期間」という。）に給与（国立大学法人九州大学年俸制給与の適用に関する細則（平成26年度九大就規第4号）第3条に規定するものをいう。以下同じ。）を決定するにあたり旧

規程を準用して得た基本給月額及び初任給調整手当に新規程を適用した場合に支給されることとなる給与の額と、年俸制給与適用期間に支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。

- 3 年俸制切替者については、前項の規定による一時金に加え、年俸制給与を適用されるまでの対象期間において第1項の規定を適用した一時金を支給する。

附 則（平成28年度九大就規第28号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大就規第6号）

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大就規第14号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成30年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（一時金の支給）

第2条 この規程による改正前の国立大学法人九州大学職員給与規程（以下「旧規程」という。）の適用を受けた職員で、引き続きこの規程による改正後の国立大学法人九州大学職員給与規程（以下「新規程」という。）の適用を受けるもの（第2条第2項の規定により、年俸制給与を適用する者を除く。）については、平成29年4月1日以降において旧規程の適用を受けた期間（以下「対象期間」という。）に新規程を適用し、かつ、旧規程第31条第3項に規定する同年12月期における勤勉手当に係る職員の勤務成績に依じて本学が定める割合（以下「勤勉手当成績率」という。）を改定したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間において旧規程により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。

- 2 第2条第2項の規定により年俸制給与を適用する職員については、平成29年4月1日（平成29年度の途中から年俸制給与を適用することとなった者（以下「年俸制切替者」という。）はその日。）から施行日の前日まで（以下「年俸制給与適用期間」という。）に給与（国立大学法人九州大年俸制給与の適用に関する細則（平成26年度九大就規第4号）第3条に規定するものをいう。以下同じ。）を決定するにあたり旧規程を準用して得た基本給月額、基本給調整額及び初任給調整手当に新規程を適用し、かつ、業績給の算出の基礎となる同年12月期における勤勉手当成績率を改定したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と、年俸制給与適用期間に支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。

- 3 年俸制切替者については、前項の規定による一時金に加え、年俸制給与を適用されるまでの対象期間において第1項の規定を適用した一時金を支給する。

附 則（平成29年度九大就規第27号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

（平成30年4月1日における号の調整）

第2条 平成30年4月1日において、37歳未満の職員（第9条第1項第1号から第4号までに規定する基本給表の適用を受ける職員）のうち、当該職員の平成27年1月1日の第11条第5項の規定による昇給その他の号の決定の状況を考慮して調整の必要がある職員の平成30年4月1日における号は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号の1号上位の号とする。

附 則（平成30年度九大就規第3号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成30年9月1日から施行する。

（一時金の支給）

第2条 この規程による改正前の国立大学法人九州大学職員給与規程（以下「旧規程」という。）の適用を受けた職員で、引き続きこの規程による改正後の国立大学法人九州大学職員給与規程（以下「新規程」という。）の適用を受けるものについては、平成30

年4月1日以降において旧規程の適用を受けた期間（以下「対象期間」という。）に新規程を適用したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間において旧規程により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。

附 則（平成30年度九大就規第10号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成31年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（一時金の支給）

第2条 この規程による改正前の国立大学法人九州大学職員給与規程（以下「旧規程」という。）の適用を受けた職員で、引き続きこの規程による改正後の国立大学法人九州大学職員給与規程（以下「新規程」という。）の適用を受けるもの（第2条第2項の規定により、年俸制給与を適用する者を除く。）については、平成30年4月1日以降において旧規程の適用を受けた期間（以下「対象期間」という。）に新規程を適用し、かつ、旧規程第31条第3項に規定する同年12月期における勤勉手当に係る職員の勤務成績に応じて本学が定める割合（以下「勤勉手当成績率」という。）を改定したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間において旧規程により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。

2 第2条第2項の規定により年俸制給与を適用する職員については、平成30年4月1日（平成30年度の途中から年俸制給与を適用することとなった者（以下「年俸制切替者」という。）はその日。）から施行日の前日まで（以下「年俸制給与適用期間」という。）に給与（国立大学法人九州大学年俸制給与の適用に関する細則（平成26年度九大就規第4号）第3条に規定するものをいう。以下同じ。）を決定するにあたり旧規程を準用して得た基本給月額、基本給調整額、初任給調整手当及び宿日直手当に新規程を適用し、かつ、業績給の算出の基礎となる同年12月期における勤勉手当成績率を改定したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と、年俸制給与適用期間に支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。

3 年俸制切替者については、前項の規定による一時金に加え、年俸制給与を適用されるまでの対象期間において第1項の規定を適用した一時金を支給する。

附 則（平成30年度九大就規第26号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大就規第16号）

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大就規第23号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和2年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（一時金の支給）

第2条 この規程による改正前の国立大学法人九州大学職員給与規程（以下「旧規程」という。）の適用を受けた職員で、引き続きこの規程による改正後の国立大学法人九州大学職員給与規程（以下「新規程」という。）の適用を受けるもの（第2条第2項の規定により、年俸制給与を適用する者を除く。）については、平成31年4月1日以降において旧規程の適用を受けた期間（以下「対象期間」という。）に新規程を適用し、かつ、旧規程第31条第3項に規定する同年12月期における勤勉手当に係る職員の勤務成績に応じて本学が定める割合（以下「勤勉手当成績率」という。）を改定したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間において旧規程により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。

2 第2条第2項の規定により年俸制給与を適用する職員については、平成31年4月1日から施行日の前日まで（以下「年俸制給与適用期間」という。）に給与（国立大学法人九州大学年俸制給与の適用に関する細則（平成26年度九大就規第4号）第3条に規定するものをいう。以下同じ。）を決定するにあたり旧規程を準用して得た基本給月額及び基本給調整額に新規程を適用し、かつ、業績給の算出の基礎となる同年12月期に

おける勤勉手当成績率を改定したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と、年俸制給与適用期間に支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。

附 則（令和元年度九大就規第30号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（住居手当に関する経過措置）

第2条 施行日の前日において、この規程による改正前の国立大学法人九州大学職員給与規程（以下「旧規程」という。）第18条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員のうち、次の各号のいずれかに該当する職員（第3条に掲げる職員を除く。）に対しては、施行日から令和3年3月31日までの間、この規程による改正後の国立大学法人九州大学職員給与規程（以下「新規程」という。）第18条第1項の規定にかかわらず、旧規程により支給されていた住居手当の月額に相当する額（以下「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 新規程第18条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から新規程第18条第1項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

（住居手当に関する経過措置の適用除外職員）

第3条 次の各号のいずれかに該当する職員は、前条の規定は適用しない。

(1) 施行日の前日において旧規程第18条第1項第1号に該当していた職員であって、次に掲げる職員のいずれかに該当するもの

イ 新規程第18条の規定を適用するとしたならば、新たに同条第1項第2号に該当することとなる職員

ロ 旧規程第18条の規定を適用するとしたならば、同条第1項第1号に該当しないこととなる職員

(2) 施行日の前日において旧規程第18条第1項各号のいずれにも該当していた職員であって、同条の規定を適用するとしたならば同条第1項各号のいずれか又は全てに該当しないこととなる職員

(3) 前条に規定する旧手当額が2,000円以下となる職員

（住居手当に関する経過措置額の算出基礎となる家賃月額に変更があった場合の取扱い）

第4条 第2条の旧手当額は、旧規程により支給されていた住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を基礎として旧規程第18条第1項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額とする。

(1) 変更後の家賃の月額が、当該変更前に支給されていた第2条の規定による住居手当の月額の算出の基礎となった家賃の月額（以下「旧家賃月額」という。）より高い場合（第3号に掲げる場合を除く。） 旧家賃月額

(2) 変更後の家賃の月額が旧家賃月額より低い場合（次号に掲げる場合を除く。） 変更後の家賃の月額

(3) 施行日の前日において旧規程第18条第1項各号のいずれにも該当していた場合 第1号及び前号の規定により算出した旧手当額を合算した額

附 則（令和2年度九大就規第4号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和2年6月1日から施行し、令和2年4月4日（以下「適用日」という。）から適用する。

（特殊勤務手当の支給期間の特例）

第2条 この規程による改正後の国立大学法人九州大学職員給与規程別表第2に掲げる特殊勤務手当のうち、防疫等作業手当（②及び③の勤務の内容に係るものに限る。）につ

いては、適用日から当分の間、支給する。

附 則（令和2年度九大就規第13号）

この規程は、令和2年8月1日から施行し、令和2年6月3日から適用する。

附 則（令和2年度九大就規第21号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和2年12月1日から施行する。

（期末手当の特例）

第2条 この規程による改正後の国立大学法人九州大学職員給与規程第30条第3項の規定にかかわらず、期末手当を令和2年12月に支給する場合には、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の105」と、「100分の67.5」とあるのは「100分の65」とする。

附 則（令和2年度九大就規第22号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和3年3月1日から施行する。

（一時金支給の適用規定）

第2条 この規程による改正後の国立大学法人九州大学職員給与規程第2条第3項の規定は、令和3年1月1日以降に一時金の支給の対象となる業務に従事した者から適用する。

附 則（令和2年度九大就規第40号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（広域異動手当の経過措置）

第2条 第16条の3第3項及び第4項の規定は、平成30年4月2日から施行日前日までの間に職員がその在勤する地域を異にして採用された場合についても適用する。この場合において、同条第1項中「異動等の日から3年間」とあるのは「令和3年4月1日から採用の日以後3年を経過する日までの間」とする。

（結核性疾患に係る基本給半減の経過措置）

第3条 この規程の施行の際、現に結核性疾患により、国立大学法人九州大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程（令和2年度九大就規第48号）による改正前の国立大学法人九州大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成16年度九大就規第19号）第18条の規定による病気休暇を受けている者又は国立大学法人九州大学職員安全衛生管理規程（平成16年度九大就規第23号）第17条の規定により就業を禁止されている者に係る第13条の規定による基本給の半額を減ずる日は、当該病気休暇を受けた期間又は当該措置の期間が1年に達する日を超えた日とする。

附 則（令和3年度九大就規第6号）

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大就規第25号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年度九大就規第18号）

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和4年度九大就規第26号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和5年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（一時金の支給）

第2条 この規程による改正前の国立大学法人九州大学職員給与規程（以下「旧規程」という。）の適用を受けた職員で、引き続きこの規程による改正後の国立大学法人九州大学職員給与規程（以下「新規程」という。）の適用を受けるもの（第2条第2項の規定により、年俸制給与を適用する者を除く。）については、令和4年4月1日以降において旧規程の適用を受けた期間（以下「対象期間」という。）に新規程を適用し、かつ、



旧規程第31条第3項に規定する同年12月期における勤勉手当に係る職員の勤務成績に応じて本学が定める割合（以下「勤勉手当成績率」という。）を改定したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間において旧規程により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。

- 2 第2条第2項の規定により年俸制給与を適用する職員のうち国立大学法人九州大学年俸制給与の適用に関する細則（平成26年度九大就規第4号。以下「年俸制給与細則」という。）の適用を受けるものについては、令和4年4月1日から施行日の前日まで（以下「年俸制給与適用期間」という。）に給与（年俸制給与細則第3条に規定するものをいう。以下同じ。）を決定するにあたり旧規程を準用して得た基本給月額及び基本給調整額に新規程を適用し、かつ、業績給の算出の基礎となる同年12月期における勤勉手当成績率を改定したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と、年俸制給与適用期間に支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。

附 則（令和4年度九大就規第29号）

この規程は、令和5年3月1日から施行し、令和5年1月1日から適用する。

附 則（令和4年度九大就規第32号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（別府病院支援配置手当の経過措置）

第2条 第21条の4の規定は、平成30年4月2日から施行日前日までの間に別府病院へ異動した者にも適用する。この場合において、同条第3項中「別府病院へ異動した日から」とあるのは「令和5年4月1日から別府病院へ異動した日以後」と、「当該異動の日から」とあるのは、「令和5年4月1日から当該異動の日以後」と読み替えるものとする。

附 則（令和5年度九大就規第5号）

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

別表第1-1 (第9条関係)

イ 一般職基本給表 (一)

職務 の級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200	
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100	
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800	
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300	
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000	
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600	
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400	
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000	

## 別表第1-1 (第9条関係)

## イ 一般職基本給表 (一)

職務 の級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500	
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600		
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000		
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300		
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600		
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000			
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400			
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100			
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600			
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000			
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400			
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800			
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200			
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600			
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000			
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300			
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600			
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000			
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300			
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600			
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900			
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100				
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400				
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700				
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000				
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300				
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600				
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900				
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100				
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400				
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700				
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000				
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200				
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500				
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800				
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000				
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200				
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500				
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800				
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000				

別表第1-1 (第9条関係)

イ 一般職基本給表 (一)

職務 の級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200				
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500				
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800				
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000				
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200				
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300					
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600					
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800					
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000					
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300					
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600					
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800					
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000					
94		294,900	342,600							
95		295,200	343,100							
96		295,600	343,500							
97		295,800	343,700							
98		296,100	344,100							
99		296,500	344,500							
100		296,900	344,800							
101		297,100	345,100							
102		297,400	345,500							
103		297,800	345,900							
104		298,100	346,300							
105		298,300	346,800							
106		298,600	347,200							
107		299,000	347,600							
108		299,300	348,000							
109		299,500	348,500							
110		299,900	348,900							
111		300,300	349,200							
112		300,600	349,500							
113		300,800	350,000							
114		301,000								
115		301,300								
116		301,700								
117		301,900								
118		302,100								
119		302,400								
120		302,700								

別表第1-1 (第9条関係)

イ 一般職基本給表 (一)

職務 の級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
121		303,100								
122		303,300								
123		303,600								
124		303,900								
125		304,200								

備考 この表は、他の基本給表の適用を受けないすべての職員に適用する。

## 別表第1-2 (第9条関係)

## ロ 一般職基本給表 (二)

職務 の級	1	2	3	4	5
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
1	136,200	187,400	208,500	254,100	281,000
2	137,100	188,700	209,700	255,300	282,900
3	138,100	190,100	211,100	256,300	284,500
4	139,000	191,300	212,300	257,400	286,200
5	140,000	192,300	213,600	258,300	287,900
6	141,000	193,800	215,000	259,300	289,400
7	142,000	195,200	216,400	260,400	290,600
8	143,000	196,500	217,800	261,300	291,800
9	143,800	197,900	219,100	262,200	293,300
10	144,800	198,900	220,700	262,900	295,100
11	145,800	200,200	222,300	263,800	296,800
12	146,900	201,200	223,700	264,700	298,600
13	147,700	202,400	224,900	265,700	300,000
14	148,700	203,500	226,400	266,700	301,700
15	149,800	204,600	227,900	267,600	303,300
16	150,800	205,700	229,200	268,500	304,800
17	151,900	206,600	230,000	269,400	306,300
18	153,300	207,700	230,700	270,500	307,900
19	154,500	208,700	231,600	271,500	309,500
20	155,700	209,700	232,600	272,300	311,200
21	156,800	210,600	233,200	273,200	312,200
22	158,000	211,700	234,700	274,100	313,600
23	159,200	212,800	236,000	275,100	315,000
24	160,400	213,700	237,000	275,900	316,500
25	161,500	214,600	238,300	276,500	317,600
26	163,000	215,500	239,500	277,300	319,100
27	164,500	216,200	240,800	278,200	320,500
28	166,000	217,100	242,000	279,100	321,900
29	167,400	217,900	242,800	280,000	323,500
30	168,800	219,100	244,000	281,100	324,700
31	170,300	220,100	245,200	282,100	326,000
32	171,800	220,900	246,300	283,100	327,200
33	173,100	221,500	247,400	283,800	328,300
34	174,800	222,500	248,400	284,700	329,200
35	176,500	223,600	249,500	285,600	330,300
36	178,200	224,700	250,500	286,700	331,400
37	179,900	225,200	251,600	287,300	332,500

## 別表第1-2 (第9条関係)

## ロ 一般職基本給表 (二)

職務 の級	1	2	3	4	5
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
38	181,300	226,300	252,500	288,200	333,600
39	183,000	227,400	253,500	289,100	334,600
40	184,500	228,400	254,500	290,000	335,600
41	185,800	229,200	255,500	290,600	336,600
42	187,200	230,200	256,700	291,600	337,600
43	188,500	231,200	257,600	292,600	338,600
44	189,900	232,100	258,900	293,500	339,600
45	191,400	233,000	259,600	294,200	340,500
46	192,700	233,900	260,600	295,100	341,500
47	194,100	234,700	261,700	296,000	342,500
48	195,500	235,400	262,600	296,900	343,500
49	196,800	236,300	263,700	297,600	344,400
50	197,900	237,300	264,700	298,200	345,300
51	199,000	238,300	265,800	298,900	346,200
52	200,200	239,300	266,500	299,700	347,000
53	201,300	240,300	267,200	300,300	347,800
54	202,400	241,300	268,000	301,100	348,600
55	203,300	242,000	269,000	301,800	349,400
56	204,400	242,700	270,000	302,500	350,100
57	205,500	243,500	270,800	303,200	350,800
58	206,400	244,400	271,800	303,900	351,600
59	207,400	245,300	272,900	304,700	352,400
60	208,400	246,000	273,900	305,400	353,100
61	209,500	246,800	274,900	306,000	353,800
62	210,400	247,600	276,000	306,700	354,500
63	211,300	248,500	276,800	307,400	355,200
64	212,200	249,200	277,900	308,100	355,900
65	212,800	250,000	278,700	308,600	356,500
66	213,600	250,600	279,500	309,100	357,000
67	214,300	251,300	280,300	309,700	357,500
68	215,000	251,800	281,100	310,300	358,000
69	215,400	252,500	281,700	310,900	358,400
70	215,800	253,100	282,500	311,300	
71	216,100	253,500	283,300	311,800	
72	216,400	253,900	284,000	312,300	
73	216,600	254,100	284,800	312,600	
74	217,000	254,500	285,500	313,100	

## 別表第1-2 (第9条関係)

## ロ 一般職基本給表 (二)

職務 の級	1	2	3	4	5
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
75	217,400	255,000	286,300	313,600	
76	218,000	255,500	287,100	314,000	
77	218,200	255,800	287,700	314,200	
78	218,700	256,200	288,200	314,500	
79	219,100	256,700	288,700	314,800	
80	219,500	257,200	289,100	315,100	
81	220,000	257,500	289,500	315,400	
82	220,300	257,800	289,900	315,700	
83	220,600	258,100	290,400	316,000	
84	221,000	258,400	290,900	316,300	
85	221,500	258,600	291,300	316,500	
86	221,900	258,800	291,900	316,900	
87	222,300	259,100	292,500	317,200	
88	223,000	259,400	293,100	317,400	
89	223,400	259,600	293,400	317,600	
90	223,900	259,800	293,900	317,900	
91	224,400	260,200	294,400	318,200	
92	224,800	260,400	294,800	318,500	
93	225,100	260,700	295,200	318,700	
94	225,500	261,100	295,700	319,000	
95	225,900	261,400	296,200	319,300	
96	226,200	261,700	296,700	319,500	
97	226,500	261,900	297,000	319,700	
98	226,900	262,200	297,400	320,000	
99	227,300	262,400	297,900	320,300	
100	227,700	262,700	298,400	320,500	
101	228,100	263,000	298,800	320,700	
102	228,500	263,200	299,200		
103	228,900	263,500	299,500		
104	229,300	263,800	299,800		
105	229,700	264,000	300,100		
106	230,200	264,200	300,500		
107	230,500	264,500	300,900		
108	230,900	264,700	301,300		
109	231,100	265,000	301,600		
110	231,500	265,300	302,000		
111	232,000	265,600	302,400		



別表第1-2 (第9条関係)

ロ 一般職基本給表 (二)

職務 の級	1	2	3	4	5
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
112	232,400	265,800	302,700		
113	232,600	266,000	302,900		
114	233,100	266,300	303,200		
115	233,600	266,500	303,500		
116	234,100	266,700	303,700		
117	234,400	267,000	303,900		
118	234,800	267,300	304,200		
119	235,200	267,600	304,500		
120	235,600	267,900	304,700		
121	236,000	268,100	304,900		
122		268,300	305,200		
123		268,600	305,500		
124		268,900	305,700		
125		269,100	305,900		
126		269,300	306,200		
127		269,600	306,500		
128		269,900	306,700		
129		270,100	306,900		
130		270,300	307,200		
131		270,600	307,500		
132		270,900	307,700		
133		271,100	307,900		
134		271,300			
135		271,600			
136		271,900			
137		272,100			

備考 この基本給表は、就業通則第2条第1項に規定する技能職員及び労務職員に適用する。

別表第1-3 (第9条関係)

特定業務専門職基本給表

職務 の級	1	2	3	4	5	6	7
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	170,800	238,500	280,700	319,500	362,900	408,100	458,400
2	172,300	240,400	282,900	321,700	365,500	410,500	461,500
3	173,900	242,400	285,200	324,000	367,900	413,000	464,500
4	175,500	244,100	287,500	326,200	370,500	415,400	467,500
5	177,000	246,100	289,800	328,400	372,400	417,300	470,500
6	179,300	248,200	292,200	330,400	374,900	419,600	473,500
7	181,600	250,000	294,600	332,600	377,200	421,700	476,500
8	183,900	251,900	297,200	334,800	379,700	423,900	479,600
9	185,800	253,800	299,100	336,600	382,100	425,900	482,300
10	187,500	255,400	301,600	338,700	384,800	428,000	485,400
11	189,100	256,900	303,700	340,600	387,400	430,100	488,400
12	190,800	258,300	306,000	342,700	390,100	432,200	491,500
13	192,500	259,700	308,300	344,700	392,500	433,900	494,200
14	194,200	261,500	310,300	346,700	394,800	435,700	496,500
15	196,000	263,400	312,000	348,700	397,000	437,700	498,800
16	197,700	265,000	313,600	350,700	399,400	439,700	501,100
17	199,600	266,500	315,400	352,500	401,200	441,600	503,200
18	201,400	268,200	317,600	354,400	403,200	443,400	504,600
19	203,200	269,900	319,800	356,300	405,100	445,200	506,100
20	205,000	271,800	321,900	358,300	406,900	446,900	507,500
21	206,500	274,100	323,700	360,000	408,800	448,700	508,700
22	208,300	276,300	325,700	361,800	410,600	450,200	510,100
23	210,100	278,200	327,800	363,800	412,400	451,600	511,600
24	211,900	280,400	329,800	365,700	414,300	453,100	513,100
25	213,500	282,200	331,500	367,700	416,100	454,500	514,200
26	215,300	284,400	333,600	369,600	417,600	455,800	515,300
27	217,100	286,300	335,500	371,600	419,100	457,100	516,500
28	218,900	288,200	337,600	373,600	420,700	458,300	517,700
29	220,300	290,300	339,300	375,500	422,300	459,300	518,700
30	222,100	292,000	341,200	377,400	423,600	460,000	519,600
31	223,800	293,900	343,000	379,300	424,900	460,800	520,500
32	225,600	295,600	344,900	381,000	426,100	461,500	521,400
33	227,000	297,000	346,100	382,400	427,300	462,200	522,200
34	228,700	298,500	348,000	384,000	428,600	463,000	523,100
35	230,300	300,000	349,900	385,500	429,900	463,700	523,800
36	231,800	301,400	351,800	387,100	431,100	464,300	524,300
37	233,100	302,900	353,500	388,600	432,300	464,800	525,000
38	234,600	304,400	355,300	389,500	433,100	465,400	525,600
39	236,100	305,900	357,100	390,600	433,900	466,000	526,400
40	237,500	307,500	358,900	391,600	434,700	466,600	527,000

別表第1-3 (第9条関係)

特定業務専門職基本給表

職務 の級	1	2	3	4	5	6	7
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
41	238,400	308,900	360,700	392,600	435,300	467,100	527,500
42	239,800	310,400	362,100	393,800	436,000	467,600	
43	240,800	311,800	363,600	395,000	436,700	468,000	
44	242,200	313,400	365,000	396,100	437,400	468,300	
45	243,500	314,900	366,000	397,000	438,200	468,600	
46	244,500	316,500	367,100	397,700	439,000		
47	245,500	318,000	368,200	398,400	439,400		
48	246,600	319,500	369,200	399,100	440,100		
49	247,800	320,500	370,100	399,600	440,600		
50	248,600	321,700	370,400	400,100	441,000		
51	249,500	322,900	370,900	400,600	441,400		
52	250,400	324,100	371,400	401,000	441,800		
53	251,400	325,100	371,800	401,400	442,200		
54	252,700	326,100	372,400	401,700		442,600	
55	253,900	327,000	373,000	402,000		443,000	
56	255,200	328,000	373,600	402,300		443,300	
57	256,500	328,900	374,200	402,600		443,600	
58	257,900	329,600	374,800	402,900		444,000	
59	259,100	330,400	375,400	403,200		444,300	
60	260,300	331,200	376,000	403,500		444,600	
61	261,300	331,800	376,400	403,800	444,900		
62	262,400	332,300	376,900	404,100			
63	263,600	332,900	377,500	404,400			
64	264,600	333,400	378,100	404,700			
65	265,600	333,900	378,600	405,000			
66	266,600	334,100	379,200	405,300			
67	267,700	334,700	379,500	405,600			
68	268,700	335,300	380,000	405,900			
69	269,900	335,600	380,600	406,100			
70	270,900	336,100	381,100	406,400			
71	272,000	336,500	381,600	406,700			
72	273,100	337,000	382,100	407,000			
73	274,000	337,500	382,600	407,200			
74	275,000	338,000	383,100	407,500			
75	275,900	338,500	383,600	407,800			
76	277,000	338,900	384,000	408,000			
77	278,100	339,100	384,400	408,200			
78	279,100	339,500	384,700				
79	279,900	340,000	385,000				
80	280,900	340,400	385,200				

別表第1-3 (第9条関係)

特定業務専門職基本給表

職務 の級	1	2	3	4	5	6	7
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
81	281,400	340,700	385,400				
82	282,300		385,700				
83	283,100		386,000				
84	284,000		386,200				
85	285,000		386,400				
86	285,800		386,700				
87	286,600		387,000				
88	287,400		387,200				
89	288,200		387,400				
90	288,700						
91	289,100						
92	289,600						
93	290,000						

備考 この基本給表は、特定の事務・技術部門等において一定の資格と実務経験が必要であるものとして本学が定める職にある職員に適用する。

## 別表第1-4 (第9条関係)

## 教育職基本給表

職務 の級	1	2	3	4	5
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
1	177,900	220,100	281,000	327,600	406,000
2	180,000	222,400	284,000	330,500	408,300
3	182,000	224,600	286,800	333,500	410,700
4	184,000	226,800	289,600	336,500	413,200
5	185,800	228,900	292,200	339,700	415,300
6	188,200	231,000	294,600	342,100	417,800
7	190,600	233,200	296,800	344,700	420,000
8	193,000	235,300	299,100	347,100	422,500
9	195,600	237,600	301,600	349,800	424,200
10	198,100	240,000	304,000	352,500	426,700
11	200,800	242,400	306,400	355,200	429,000
12	203,400	244,800	308,900	358,200	431,300
13	205,700	246,900	311,200	361,000	432,700
14	207,600	249,300	313,200	362,900	434,900
15	209,400	251,700	315,200	365,100	437,100
16	211,400	254,100	316,900	367,600	439,400
17	213,400	256,100	319,100	369,600	441,500
18	215,100	259,200	320,900	371,800	443,900
19	216,900	262,300	322,900	373,900	446,200
20	218,600	265,400	324,600	375,800	448,600
21	220,500	268,300	326,300	377,600	450,700
22	222,400	271,300	328,700	379,400	453,000
23	224,300	274,200	330,900	380,900	455,400
24	226,200	277,100	333,300	382,100	457,700
25	228,000	279,700	335,300	383,500	459,700
26	230,100	282,300	337,300	385,300	461,900
27	232,200	284,800	339,400	387,100	464,000
28	234,300	287,400	341,800	389,000	466,200
29	236,100	290,000	344,000	390,900	468,300
30	238,300	292,300	346,100	392,600	470,600
31	240,600	294,500	348,000	394,300	472,800
32	242,900	296,800	349,800	396,000	474,900
33	245,100	299,000	351,700	397,600	476,800
34	246,900	301,200	353,600	399,400	478,900
35	248,600	303,700	355,300	400,900	481,200
36	250,300	305,900	356,800	402,700	483,400
37	251,800	308,400	358,400	403,800	485,500
38	253,300	309,700	360,400	405,400	487,500

## 別表第1－4（第9条関係）

## 教育職基本給表

職務 の級	1	2	3	4	5
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
39	254,800	311,400	362,500	406,900	489,400
40	256,400	312,800	364,400	408,400	491,300
41	258,100	314,500	366,300	409,300	493,300
42	259,700	315,000	368,200	410,900	495,200
43	261,100	315,500	370,000	412,400	496,900
44	262,600	316,000	371,800	414,000	498,800
45	263,500	316,800	373,600	415,300	500,700
46	265,000	317,800	375,400	416,900	502,500
47	266,500	318,600	376,900	418,300	504,300
48	267,800	319,600	378,700	419,900	506,200
49	269,300	320,400	380,200	421,300	507,900
50	269,800	321,300	381,800	422,600	509,600
51	270,400	322,100	383,400	423,900	511,400
52	271,100	322,900	385,100	425,200	513,300
53	271,700	324,000	386,200	425,900	514,900
54	272,300	324,800	387,700	426,900	516,500
55	272,800	325,500	389,100	427,800	518,200
56	273,300	326,300	390,700	428,700	519,800
57	273,800	326,800	392,000	429,600	521,400
58	274,900	327,500	393,400	430,500	522,700
59	275,800	328,400	394,700	431,400	524,000
60	276,800	329,200	396,200	432,300	525,200
61	277,800	330,200	397,500	433,200	526,400
62	278,700	331,200	398,900	434,100	527,400
63	279,500	332,300	400,400	435,100	528,400
64	280,300	333,400	401,900	436,200	529,400
65	281,200	334,100	402,900	437,100	530,000
66	281,900	335,200	404,000	438,100	530,900
67	282,900	335,900	405,000	439,100	531,800
68	283,800	337,000	406,100	440,000	532,700
69	284,400	337,600	407,100	441,000	533,600
70	285,200	338,700	408,000	442,000	534,400
71	286,000	339,600	408,800	442,900	535,100
72	286,900	340,700	409,600	443,900	535,600
73	287,800	341,000	410,400	444,900	536,300
74	288,900	342,000	411,300	445,800	536,800
75	289,900	343,000	412,100	446,700	537,600
76	291,000	344,000	412,900	447,700	538,200

## 別表第1-4 (第9条関係)

## 教育職基本給表

職務 の級	1	2	3	4	5
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
77	291,500	345,000	413,600	448,500	538,700
78	292,500	346,000	414,100	449,000	539,300
79	293,400	346,900	414,500	449,700	539,900
80	294,300	347,800	414,900	450,300	540,500
81	295,200	348,800	415,200	451,100	541,100
82	296,100	349,800	415,600	451,800	
83	297,000	350,800	415,900	452,100	
84	297,800	351,800	416,300	452,700	
85	298,100	352,400	416,600	453,100	
86	298,900	353,000	417,000	453,500	
87	299,700	353,600	417,400	453,900	
88	300,600	354,200	417,800	454,200	
89	301,500	354,800	418,100	454,500	
90	302,100	355,200	418,500	454,800	
91	302,800	355,600	418,900	455,300	
92	303,400	356,100	419,200	455,600	
93	304,000	356,600	419,500	455,900	
94	304,700	357,000	419,900	456,200	
95	305,400	357,500	420,200	456,500	
96	306,100	358,000	420,500	456,800	
97	306,300	358,600	420,800	457,100	
98	306,800	359,100	421,200	457,600	
99	307,300	359,500	421,500	457,900	
100	307,800	360,000	421,800	458,200	
101	308,100	360,400	422,100	458,500	
102	308,500	360,900	422,500		
103	308,800	361,200	422,800		
104	309,400	361,700	423,100		
105	309,800	362,200	423,400		
106	310,200	362,600	423,800		
107	310,500	363,100	424,100		
108	310,900	363,600	424,400		
109	311,100	364,000	424,700		
110	311,500	364,500	425,000		
111	311,900	365,000	425,300		
112	312,300	365,400	425,600		
113	312,600	365,800	425,900		

## 別表第1-4 (第9条関係)

## 教育職基本給表

職務 の級	1	2	3	4	5
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
114	313,000	366,200	426,200		
115	313,300	366,700	426,500		
116	313,600	367,100	426,800		
117	313,900	367,500	427,000		
118	314,300	367,900			
119	314,700	368,400			
120	315,100	368,800			
121	315,300	369,100			
122	315,500	369,500			
123	315,800	370,000			
124	316,100	370,300			
125	316,400	370,700			
126	316,600	371,200			
127	316,900	371,700			
128	317,300	372,100			
129	317,600	372,500			
130	317,900	373,000			
131	318,300	373,500			
132	318,500	374,000			
133	318,700	374,500			
134	319,000	375,000			
135	319,300	375,500			
136	319,500	376,000			
137	319,800	376,500			
138	320,000	377,000			
139	320,300	377,500			
140	320,600	378,000			
141	320,900	378,500			
142	321,300				
143	321,700				
144	322,100				
145	322,300				
146	322,700				
147	323,000				
148	323,400				
149	323,600				
150	324,000				
151	324,300				



別表第1－4（第9条関係）

教育職基本給表

職務 の級	1	2	3	4	5
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
152	324,700				
153	324,900				
154	325,300				
155	325,700				
156	326,100				
157	326,300				

備考 この基本給表は、就業通則第2条第1項に規定する教員及び教務職員に適用する。

## 別表第1-5 (第9条関係)

## イ 医療職基本給表(一)

職務 の級	1	2	3	4	5	6	7	8
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	155,100	191,500	226,800	252,400	282,100	327,000	371,100	437,200
2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000	329,000	373,800	439,800
3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100	331,200	376,400	442,300
4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100	333,400	379,100	444,900
5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200	335,200	381,500	447,300
6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300	337,400	384,200	449,800
7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200	339,400	386,800	452,300
8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200	341,600	389,500	454,800
9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000	343,400	391,600	457,200
10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900	345,500	393,900	459,600
11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500	347,600	396,100	462,200
12	172,300	209,000	242,500	264,200	303,100	349,700	398,300	464,600
13	173,700	210,400	244,000	265,300	305,100	351,200	400,400	467,100
14	175,500	212,000	245,300	266,400	307,000	353,200	402,400	468,600
15	177,400	213,600	246,500	267,600	309,100	355,100	404,400	469,900
16	179,200	215,200	247,800	268,700	311,100	357,100	406,500	471,200
17	181,100	216,600	248,600	270,200	313,100	358,900	408,300	472,400
18	182,600	218,200	249,800	271,900	315,100	360,900	410,300	473,700
19	184,400	219,900	250,900	273,600	317,200	362,900	412,200	475,000
20	186,200	221,600	252,000	275,300	319,300	364,900	414,300	476,300
21	187,700	222,900	253,400	277,000	321,100	366,700	416,100	477,500
22	189,200	224,400	254,200	278,700	323,100	368,700	417,700	478,900
23	190,700	225,800	255,100	280,400	324,900	370,800	419,300	480,300
24	192,200	227,300	256,000	282,000	326,900	372,900	420,800	481,500
25	193,800	228,500	257,000	283,700	328,600	374,300	422,300	482,900
26	195,100	229,900	258,100	285,400	330,500	376,100	423,600	484,200
27	196,600	231,200	259,200	287,200	332,500	377,900	424,900	485,600
28	198,000	232,400	260,400	288,800	334,500	379,600	426,200	487,000
29	199,500	233,600	261,800	290,200	335,800	381,400	427,500	488,400
30	200,700	234,900	263,400	291,800	337,600	382,900	428,700	489,500
31	202,000	236,400	265,000	293,400	339,300	384,500	429,900	490,600
32	203,300	237,700	266,500	295,100	341,100	386,200	431,000	491,700
33	204,700	238,700	267,800	296,800	342,800	387,500	432,200	492,800
34	206,100	240,000	269,500	298,500	344,600	388,800	433,400	493,700
35	207,400	240,900	271,100	300,300	346,500	390,100	434,600	494,600
36	208,800	242,100	272,700	302,100	348,300	391,300	435,800	495,500
37	209,900	243,400	274,100	303,400	350,100	392,400	437,100	496,500
38	211,200	244,500	275,600	305,100	351,800	393,600	437,900	
39	212,500	245,600	277,200	306,600	353,400	394,700	438,300	
40	213,800	246,700	278,600	308,200	355,100	395,800	439,000	

## 別表第1-5 (第9条関係)

## イ 医療職基本給表(一)

職務 の級	1	2	3	4	5	6	7	8
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
41	214,900	247,800	279,800	309,900	356,300	396,600	439,500	
42	216,100	248,700	281,200	311,600	357,400	397,400	439,900	
43	217,300	249,600	282,700	313,200	358,600	398,200	440,300	
44	218,500	250,400	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700	
45	219,600	251,500	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100	
46	220,700	252,800	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500	
47	221,700	254,100	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900	
48	222,700	255,300	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200	
49	223,600	256,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500	
50	224,500	258,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900	
51	225,400	259,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200	
52	226,300	260,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500	
53	226,600	261,600	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800	
54	227,400	262,900	299,200	327,600	369,700	402,800		
55	228,000	264,200	300,600	328,700	370,600	403,100		
56	228,800	265,300	302,100	329,700	371,500	403,400		
57	229,500	266,100	303,100	330,200	372,000	403,700		
58	230,200	267,300	304,300	331,100	372,800	404,000		
59	230,800	268,500	305,500	331,900	373,600	404,300		
60	231,400	269,600	306,900	332,800	374,400	404,700		
61	232,100	270,500	308,200	333,600	374,800	404,900		
62	232,700	271,600	309,400	333,900	375,500	405,200		
63	233,300	272,700	310,700	334,500	376,200	405,500		
64	234,000	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800		
65	234,600	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000		
66	235,300	275,700	314,100	336,500	377,900			
67	236,000	276,600	314,900	337,200	378,600			
68	236,700	277,700	315,700	337,900	379,200			
69	237,300	278,700	316,300	338,600	379,600			
70	237,900	279,700	317,000	339,100	380,100			
71	238,500	280,800	317,700	339,700	380,600			
72	239,000	281,900	318,300	340,300	381,100			
73	239,600	282,500	319,000	340,600	381,700			
74	240,300	283,200	319,200	341,200	382,200			
75	241,000	283,700	319,800	341,700	382,800			
76	241,500	284,500	320,400	342,300	383,400			
77	241,900	285,300	321,000	342,800	383,900			
78	242,400	285,900	321,500	343,300	384,400			
79	242,900	286,500	322,000	343,800	384,900			
80	243,200	287,100	322,500	344,200	385,400			

別表第1-5（第9条関係）

イ 医療職基本給表（一）

職務 の級	1	2	3	4	5	6	7	8
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
81	243,500	287,800	323,100	344,500	385,700			
82	243,800	288,300	323,600	344,800	386,200			
83	244,100	288,700	324,000	345,200	386,600			
84	244,400	289,100	324,500	345,500	387,000			
85	244,700	289,300	325,000	346,000	387,400			
86		289,500	325,400	346,300				
87		289,700	325,600	346,600				
88		289,900	326,000	346,900				
89		290,300	326,400	347,300				
90		290,500	326,800	347,600				
91		290,700	327,200	348,000				
92		290,900	327,600	348,300				
93		291,300	327,900	348,700				
94		291,500	328,100	349,000				
95		291,700	328,500	349,300				
96		292,000	328,800	349,600				
97		292,400	329,000	349,900				
98		292,700	329,300	350,300				
99		292,900	329,600	350,700				
100		293,200	329,900	351,100				
101		293,500	330,100	351,600				
102		293,700	330,400	352,000				
103		293,900	330,800	352,400				
104		294,200	331,000	352,800				
105		294,500	331,200	353,300				
106			331,400					
107			331,800					
108			332,000					
109			332,200					
110			332,600					
111			333,000					
112			333,400					
113			333,600					

備考 この基本給表は、就業通則第2条第1項に規定する技術職員のうち、医療に携わる職員（医療職基本給表（二）の適用を受ける職員を除く。）に適用する。

## 別表第1-6 (第9条関係)

## ロ 医療職基本給表(二)

職務 の級	1	2	3	4	5	6	7
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400	330,100	374,100
2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000	332,200	376,700
3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600	334,200	379,400
4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400	336,400	382,000
5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000	338,400	384,200
6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800	340,500	386,600
7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500	342,600	388,900
8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200	344,700	391,200
9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900	346,200	393,200
10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500	348,200	395,300
11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800	350,100	397,500
12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100	352,100	399,800
13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600	354,000	401,700
14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200	356,100	403,700
15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000	358,200	405,900
16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800	360,200	408,100
17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500	362,200	410,100
18	197,500	225,600	262,700	281,800	316,100	364,200	412,300
19	199,500	227,100	263,500	282,800	317,800	366,300	414,500
20	201,500	228,600	264,300	284,000	319,500	368,400	416,600
21	203,500	229,700	265,200	285,500	320,900	370,100	418,500
22	205,400	231,400	265,900	287,100	322,400	372,200	420,400
23	207,500	233,100	266,800	288,400	323,900	374,300	422,200
24	209,600	234,700	267,600	289,700	325,400	376,300	424,100
25	211,200	236,000	268,600	290,800	326,800	378,300	425,800
26	212,500	237,700	269,400	292,400	328,200	379,900	427,400
27	213,700	239,400	270,300	294,100	329,700	381,800	429,100
28	215,000	241,100	271,300	295,600	331,300	383,700	430,700
29	216,200	242,700	272,500	296,600	332,400	385,500	432,000
30	217,300	244,100	273,700	298,000	333,900	387,200	433,300
31	218,600	245,400	275,200	299,400	335,300	389,100	434,900
32	219,700	246,500	276,500	300,900	336,800	390,900	436,400
33	221,000	247,500	278,000	302,300	338,400	392,600	438,100
34	222,300	248,600	279,400	303,800	339,900	394,300	439,700
35	223,600	249,500	280,600	305,400	341,500	396,100	441,100
36	224,900	250,500	281,800	307,000	343,000	397,800	442,500
37	226,000	251,200	283,300	308,300	344,700	399,400	443,600
38	227,400	252,200	284,500	309,700	346,300	401,100	444,900
39	228,700	253,100	285,900	311,100	347,800	402,900	446,200
40	230,100	254,100	287,100	312,700	349,400	404,700	447,600

別表第1-6（第9条関係）

ロ 医療職基本給表（二）

職務 の級	1	2	3	4	5	6	7
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
41	231,000	254,500	288,100	314,200	350,600	406,200	448,600
42	232,400	255,400	289,400	315,600	352,100	407,700	449,300
43	233,700	256,200	290,700	317,000	353,600	409,200	450,100
44	235,100	256,900	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
45	236,300	257,700	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
46	237,700	258,400	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
47	239,000	259,300	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
48	240,300	260,100	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
49	241,200	260,900	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
50	242,300	261,800	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
51	243,300	262,700	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
52	244,300	263,700	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
53	245,000	264,800	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
54	246,000	266,000	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
55	246,900	267,300	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
56	247,800	268,600	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
57	248,500	270,000	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
58	249,500	271,500	310,300	336,400	372,900	425,700	
59	250,100	272,900	311,500	337,600	373,900	426,300	
60	250,900	274,300	312,900	338,900	374,900	426,700	
61	251,700	275,600	314,000	340,000	375,500	427,300	
62	252,500	276,900	315,300	340,900	376,300	427,800	
63	253,300	278,300	316,600	342,100	377,100	428,200	
64	254,100	279,400	317,800	343,400	377,900	428,700	
65	254,800	280,500	319,100	344,500	378,600	429,300	
66	255,500	281,800	320,400	345,700	379,300	429,700	
67	256,300	283,100	321,700	346,900	380,100	430,000	
68	257,000	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300	
69	257,800	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700	
70	258,600	287,000	324,800	350,000	382,000		
71	259,500	288,500	325,900	351,100	382,700		
72	260,500	289,900	326,800	352,200	383,300		
73	261,800	290,900	328,100	353,000	384,000		
74	263,100	292,300	328,800	354,100	384,500		
75	264,200	293,500	329,900	355,200	385,100		
76	265,300	294,800	331,100	356,300	385,600		
77	266,200	296,200	332,200	357,000	386,000		
78	267,200	297,500	333,400	357,800	386,600		
79	268,400	298,700	334,500	358,600	387,100		
80	269,400	300,000	335,700	359,300	387,400		

## 別表第1-6 (第9条関係)

## ロ 医療職基本給表 (二)

職務 の級	1	2	3	4	5	6	7
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
81	270,300	300,500	336,800	359,900	387,700		
82	271,200	301,700	337,900	360,400	388,200		
83	272,200	302,800	338,900	361,000	388,600		
84	273,100	304,000	340,000	361,500	388,900		
85	273,900	305,100	340,900	362,100	389,200		
86	274,700	306,300	341,900	362,600	389,700		
87	275,600	307,500	342,800	363,200	390,200		
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600		
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900		
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300		
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800		
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200		
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600		
94	281,900	315,000	348,400	366,400			
95	282,800	315,700	349,100	366,800			
96	283,800	316,300	349,700	367,100			
97	284,400	317,000	350,100	367,700			
98	285,200	317,300	350,500	368,200			
99	285,800	317,900	351,000	368,700			
100	286,700	318,600	351,400	369,200			
101	287,500	319,000	351,900	369,800			
102	288,300	319,600	352,300	370,300			
103	289,100	320,200	352,800	370,800			
104	289,900	320,800	353,200	371,200			
105	290,600	321,200	353,500	371,800			
106	291,100	321,700	354,000	372,300			
107	291,600	322,200	354,400	372,800			
108	292,100	322,700	354,700	373,300			
109	292,300	323,100	355,200	373,900			
110	292,600	323,500	355,700	374,300			
111	292,800	323,800	356,200	374,800			
112	293,200	324,100	356,700	375,300			
113	293,500	324,500	357,200	375,900			
114	293,700	324,900	357,700				
115	294,100	325,300	358,200				
116	294,400	325,600	358,600				
117	294,700	325,800	359,000				
118	295,000	326,100	359,400				
119	295,300	326,500	359,900				
120	295,700	326,700	360,400				

別表第1-6 (第9条関係)

ロ 医療職基本給表 (二)

職務 の級	1	2	3	4	5	6	7
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
121	296,000	326,900	360,800				
122	296,400	327,200	361,300				
123	296,700	327,500	361,800				
124	297,100	327,800	362,300				
125	297,300	328,000	362,600				
126	297,500	328,300					
127	297,800	328,700					
128	298,200	328,900					
129	298,400	329,100					
130	298,700	329,300					
131	299,100	329,700					
132	299,500	329,900					
133	299,700	330,200					
134	300,000	330,600					
135	300,400	331,000					
136	300,700	331,400					
137	300,900	331,700					
138	301,200	332,100					
139	301,600	332,500					
140	301,900	332,900					
141	302,100	333,200					
142	302,500	333,600					
143	302,900	333,900					
144	303,200	334,300					
145	303,400	334,600					
146	303,600	335,000					
147	303,900	335,400					
148	304,300	335,800					
149	304,500	336,100					
150	304,700	336,500					
151	305,000	336,900					
152	305,300	337,300					
153	305,700	337,600					
154	305,900						
155	306,100						
156	306,400						
157	306,700						
158	307,000						
159	307,300						
160	307,600						



別表第1-6 (第9条関係)

ロ 医療職基本給表 (二)

職務 の級	1	2	3	4	5	6	7
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
161	308,000						
162	308,300						
163	308,600						
164	308,900						
165	309,300						
166	309,600						
167	309,900						
168	310,200						
169	310,600						

備考 この基本給表は、就業通則第2条第1項に規定する技術職員のうち、看護業務等に携わる職員に適用する。

別表第1-7 (第9条関係)

指定職基本給表

号	基本給月額
	円
1	706,000
2	761,000
3	818,000
4	895,000
5	965,000
6	1,035,000
7	1,107,000
8	1,175,000

備考 この基本給表の適用及び号の決定は、その職責又は教育研究上の業績に基づき、総長が個別に定める。

別表第1-8 (第9条関係) 削除  
別表第1-9 (第9条関係)

ロ 特定有期職基本給表 (二)

号	基本給月額
	円
1	140,100
2	155,700
3	172,200
4	192,800
5	214,600
6	245,300
7	268,200
8	290,600
9	311,300

備考 この基本給表は、特定有期プロジェクト支援職員(本学が定める経費により期間を定めて雇用され、事務組織における教育研究プロジェクトの支援業務に従事する者をいう。)の職歴、学歴、経験年数、従事する職務内容等に応じて適用する。

別表第1-10 調整基本額表（第12条関係）

イ 一般職基本給表（一）

職務の級	調整基本額	
	特定日以後 職員以外	特定日以後 職員
1級	6,600 円	4,600 円
2級	8,500 円	6,000 円
3級	9,600 円	6,700 円
4級	10,200 円	7,100 円
5級	10,600 円	7,400 円
6級	11,200 円	7,800 円
7級	12,100 円	8,500 円
8級	12,700 円	8,900 円
9級	14,300 円	10,000 円
10級	15,900 円	11,100 円

ロ 一般職基本給表（二）

職務の級	調整基本額	
	特定日以後 職員以外	特定日以後 職員
1級	6,000 円	4,200 円
2級	7,400 円	5,200 円
3級	8,500 円	6,000 円
4級	8,700 円	6,100 円
5級	9,600 円	6,700 円

ハ 教育職基本給表

職務の級	調整基本額
2級	10,500 円
3級	11,900 円
4級	12,700 円
5級	15,000 円

二 医療職基本給表（一）

職務の級	調整基本額	
	特定日以後 職員以外	特定日以後 職員
1級	6,200 円	4,300 円
2級	8,000 円	5,600 円
3級	9,100 円	6,400 円
4級	9,700 円	6,800 円
5級	10,500 円	7,400 円
6級	11,300 円	7,900 円
7級	12,200 円	8,500 円
8級	13,800 円	9,700 円

ホ 医療職基本給表（二）

職務の級	調整基本額	
	特定日以後 職員以外	特定日以後 職員
1級	8,100 円	5,700 円
2級	9,400 円 ただし、 1号 8,865 円 2号 8,950 円 3号 9,040 円 4号 9,126 円 5号 9,220 円 6号 9,310 円	6,600 円 ただし、 1号 6,205 円 2号 6,265 円 3号 6,328 円 4号 6,388 円 5号 6,454 円 6号 6,517 円
3級	9,700 円	6,800 円
4級	10,000 円	7,000 円
5級	10,400 円	7,300 円
6級	11,600 円	8,100 円
7級	12,500 円	8,800 円

別表第1-11 基本給調整額適用区分表（第12条関係）

勤務箇所	適用する職員	調整数
全学	(1) 大学院の学府又は研究科(以下「学府等」という。)の担当を命じられているもので、学府等の教育課程の編成上基礎となる講座その他の教員組織(以下「基礎講座等」という。)に配置されている教授、准教授、講師又は助教(以下「講座等教員」という。)のうち当該学府等において、講義等を年度を通じて2単位以上担当するもの若しくは主任として学生に対する研究指導(以下「主任指導」という。)を担当するもの又は講座等教員に準じると認められるもののうち学府等において講義等を年度を通じて4単位以上担当するもの若しくは主任指導を行うほか講義等を年度を通じて2単位以上担当するもの(以下「大学院担当教員」という。)のうち、学府等の博士課程を担当し、次の各号に掲げる人数の学生の主任指導を行うもの イ 医学又は歯学を履修する学府等 5人以上 ロ イ以外の学府等 4人以上	3
	(2) 大学院担当教員のうち、学府等の博士課程を担当する者(1に掲げる者を除く。)	2
	(3) 大学院担当教員(1及び2に掲げる者を除く。)	1
	(4) 学府等に在学する学生の指導を命じられているもので、基礎講座等又は学府等の教育内容と関連を有する講座等に配置されている助教で、次の各号のすべてに該当する者(大学院担当教員を除く。) ① 次のいずれかに該当する者(助教としての在職期間が6月に満たない者を除く。) イ 博士の学位を有する者 ロ イに相当する研究業績を有する者(修士課程修了後5年以上の研究歴を有する者、医大卒業後6年以上の研究歴を有する者又は大学卒業後8年以上の研究歴を有する者を対象とする。) ② 学府等において授業科目の担当教員である教授又は准教授と連携して行う学生指導(以下「授業指導」という。)及び主任指導教員である教授又は准教授と連携して行う学生の研究指導に従事する時間が、年間において授業4単位分に相当する時間以上(うち授業指導の従事時間数が2単位相当以上)であること。	1
	(5) 学府等に在学する学生の指導を命じられている准助教で、次の各号のすべてに該当する者 ① 基礎講座等又は学府等の教育内容と関連を有する講座等に配置されている准助教で、その者が職務を助けている教授又は准教授が当該学府等の授業を常時担当していること。 ② 次に掲げる准助教のうち、学生に対して十分な指導能力を有すると認められる者(准助教としての在職期間が6月に満たない者を除く。) イ 博士の学位を有する者 ロ イに相当する研究業績を有する者(修士課程修了後5年以上の研究歴を有する者、医大卒業後6年以上の研究歴を有する者又は大学卒業後8年以上の研究歴を有する者を対象とする。) ③ 学府等において授業科目の担当教員を補助して行う学生の指導(以下「授業補助指導」という。)及び主任指導教員を補助して行う学生の研究指導に従事する時間が、年間において授業4単位分に相当する時間以上(うち授業補助指導の従事時間数が2単位相当以上)であること。	1
医学部 生体防御 医学研究 所	(1) 危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを常例とする病理細菌技術者	1
	(2) 1に掲げる業務に従事することを主たる職務内容とする職員で、当該業務に従事する勤務時間の時間数が、年間における勤務時間の総時間数の3分の2以上である職員(教員を除く。)	1
医学部 農学部 生体防御 医学研究 所	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体(以下「危険な病原体」という。)を保有する動物の飼育又は当該動物について行う実験の業務に直接従事することを主たる職務内容とする職員のうち、当該業務に従事する勤務時間の時間数が、年間における勤務時間の総時間数の3分の2以上である職員(教員を除く。)	1
病院	(1) 精神病棟に勤務する看護師長(当該病棟のみを担当している者に限る。)、看護師及び准看護師 (2) 精神病患者の診療に直接従事することを本務とする職員 (3) 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する病理細菌技術者 (4) 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技術者 (5) 精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法技術職員	2
	(6) 精神病棟又は集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟のうち本学が定めるもの(以下「集中治療病棟」という。)に勤務する看護師長(2に掲げる者を除く。)並びに集中治療病棟に勤務する看護師及び准看護師	1
	(7) 集中治療病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする職員のうち、本学が定めるもの	
	(8) 受付その他の窓口業務を外来患者及び入院患者に直接接して行うことを常態とする事務職員のうち、本学が定めるもの	

別表第1-12 管理職手当（第14条関係）

基本給表	職務の級	区分	管理職手当（円）	
			特定日以後 職員以外	特定日以後 職員
一般職基本給表（一）	8級	2種	94,000	65,800
		3種	82,200	57,500
	7級	2種	88,500	62,000
		3種	77,400	54,200
	6級	2種	83,100	58,200
		3種	72,700	50,900
		4種	62,300	43,600
	5級	2種	79,300	55,500
		3種	69,400	48,600
		4種	59,500	41,700
教育職基本給表	5級	1種	150,000	/
		2種	106,900	
		3種	93,500	
		4種	80,200	
		5種	66,800	
	4級	4種	64,200	
		5種	53,500	
医療職基本給表（一）	7級	4種	65,700	46,000
	6級	4種	62,300	43,600
	5級	4種	58,900	41,200
医療職基本給表（二）	7級	2種	88,300	61,800
	6級	2種	86,700	60,700
	5級	2種	79,000	55,300
		4種	59,200	41,400
	4級	4種	53,700	37,600
		5種	50,900	35,600
3級	5種	46,300	32,400	

備考 次に掲げる者の管理職手当の月額、この表の「管理職手当」欄の額に、それぞれ次に定める額を加算した額とする。なお、次の加算される管理職手当については、併給を妨げない。

- 1 研究院長のうち副学長又は学部長を兼ねる者、研究所長のうち副学長を兼ねる者及び病院長 月額50,000円
- 2 管理職手当を支給される職員で複数の管理又は監督の地位にある職を兼ねる者のうち、特に職務の負担が大きいと総長が認めるもの 月額25,000円又は月額50,000円(特定日以後職員にあっては、月額17,500円又は月額35,000円とする。)



別表第1-13 初任給調整手当（第15条関係）

期間の区分	月 額
1年未満	50,800 円
1年以上 2年未満	50,800 円
2年以上 3年未満	50,800 円
3年以上 4年未満	50,800 円
4年以上 5年未満	50,800 円
5年以上 6年未満	50,800 円
6年以上 7年未満	49,000 円
7年以上 8年未満	47,200 円
8年以上 9年未満	45,400 円
9年以上10年未満	43,600 円
10年以上11年未満	41,800 円
11年以上12年未満	40,000 円
12年以上13年未満	38,200 円
13年以上14年未満	36,400 円
14年以上15年未満	35,000 円
15年以上16年未満	33,600 円
16年以上17年未満	32,200 円
17年以上18年未満	30,800 円
18年以上19年未満	29,400 円
19年以上20年未満	28,000 円
20年以上21年未満	26,600 円
21年以上22年未満	26,000 円
22年以上23年未満	25,400 円
23年以上24年未満	24,400 円
24年以上25年未満	23,800 円
25年以上26年未満	23,200 円
26年以上27年未満	22,600 円
27年以上28年未満	22,000 円
28年以上29年未満	21,200 円
29年以上30年未満	20,900 円
30年以上31年未満	20,500 円
31年以上32年未満	19,900 円
32年以上33年未満	19,000 円
33年以上34年未満	18,100 円
34年以上35年未満	17,400 円

別表第2 特殊勤務手当一覧表(第21条関係)

手当の種類	勤務の内容	手 当 額		支給単位
高所作業手当	① 農学部又は大学院農学研究院に所属する職員が、地上10メートル以上の樹木上で行う種子採取等の作業に従事したとき。	220円		1日
	② ①の作業が地上又は水面上20メートル以上の箇所で行われたとき。	320円		
	③ 施設部に所属する職員が、地上15メートル以上の足場の不安定な箇所で行う営繕工事の監督に従事したとき。	200円		
	④ ③の作業が地上30メートル以上の箇所で行われたとき。	300円		
爆発物取扱等作業手当	一般職基本給表の適用を受ける職員が、直接に高圧ガスを製造し、充てんする作業に従事したとき。	300円		1日
航空手当	職員が、航空機に搭乗し、次に掲げる業務に従事したとき。	一般職基本給表(一)2級以上 教育職基本給表2級以上	1,900円	1時間
	① 試作又は改造の航空機用機器材の実験			
	② 気象、地象又は水象の観測又は調査			
	③ 水路又は陸地の測量	一般職基本給表(一)1級 教育職基本給表1級	1,200円	
	④ 大気、海洋等の汚染状況の観測又は調査			
⑤ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害発生状況等の調査				
種雄牛馬取扱手当	農学部附属農場に所属する職員が種雄牛馬の精液の採取の作業に従事したとき、又は種雄牛馬の自然交配若しくは精液の採取のため若しくはこれらの作業の準備のために種雄牛馬を御する作業に従事したとき。	230円		1日
死体処理手当	① 医学部の解剖学教室、病理学教室若しくは法医学教室に配置されている一般職基本給表の適用を受ける職員が、当該教室における死体の処理作業に従事したとき。	3,200円		1日
	② 一般職基本給表の適用を受ける職員が、教育研究に必要な死体の外部からの引取り又は搬送の作業に従事したとき。ただし、同一の日に①の作業及び②の作業に従事した場合には、②の作業に係る手当は支給しない。	1,000円		
防疫等作業手当	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条2項及び第3項に定める感染症並びにこれらに相当すると認める感染症(以下「感染症」という。)の患者を入院させるための感染症病棟又は感染症病室に配置されている職員(教育職基本給表の適用を受ける職員を除く。)が、感染症の病原体に汚染されている区域において患者の看護又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したとき。	290円		1日

放射線取扱手当	① 診療放射線技師、診療エックス線技師又はエックス線助手が、エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事したとき。		230円	1日	
	② 職員が、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であった場合における、その期間中に当該職員が従事した放射線業務(①の業務を除く。)				
異常圧力内作業手当	① 職員が、高気圧治療室内において高圧の下で診療又は臨床実験の作業に従事したとき。	気圧0.2メガパスカルまで	210円	1時間	
		気圧0.3メガパスカルまで	560円		
		気圧0.3メガパスカル超	1,000円		
	② 職員が、潜水器具を着用して潜水作業に従事したとき。	潜水深度20メートルまで	310円		
		潜水深度30メートルまで	780円		
		潜水深度30メートル超	1,500円		
	③ 職員が、潜水船「しんかい2000」又は「しんかい6500」に乗り組んで潜水して行う海中又は海底の観測又は調査の作業に従事したとき。	一般職基本給表(一)4級以上	2,200円		
教育職基本給表3級以上					
一般職基本給表(一)3級及び2級 教育職基本給表2級		1,700円			
一般職基本給表(一)1級 教育職基本給表1級		1,400円			
災害応急作業等手当	職員が、地震により被災した文教施設の応急危険度判定の作業のうち、当該判定において「危険」又は「要注意」とされた施設に係る作業に従事したとき。		1,080円	1日	
山上等作業手当	① 職員が、勤務環境の劣悪な山上の観測点の所在する場所として本学が指定するものにおいて、火山現象に関する現地観測の作業に従事したとき。		410円	1日	
	② 一般職基本給表の適用を受ける職員が、農学部附属演習林宮崎演習林又は北海道演習林(11月から翌年4月までの間に限る。)において、チェーンソーを使用して行う伐採の作業、刈払機を使用して行う下刈の作業又は架線を使用して行う集材若しくは運材の作業に従事したとき。		260円		
夜間看護等手当	助産師、看護師又は准看護師が、所定の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に従事したとき。	深夜の全部を含む勤務	7,300円	1回	
		深夜における勤務時間が4時間以上	3,550円		
		深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満	3,100円		
		深夜における勤務時間が2時間未満	2,150円		
		職員が、上記の勤務の交替に伴う通勤(自動車等を利用する場合を除く。)を行う場合には、通勤距離に応じて次の額を加算する。			1回
		通勤距離が片道2km以上5km未満	380円		
		通勤距離が片道5km以上10km未満	760円		
通勤距離が片道10km以上	1,140円				
待機手当	病院別府病院で勤務する医療職基本給表適用職員が、救急の外来患者及び入院患者の容態の急変に備え、待機を命じられたとき。	夜間(17時15分から8時30分まで)	1,000円	1回	
		休日の昼間(8時30分から17時15分まで)	600円		

極地観測手当	職員が、南緯55度以南の区域において南極地域観測に関する業務に従事したとき。ただし、当該業務が国と共同して行われる場合であって、国から職員に対して極地観測手当に相当する金額が支給されるときは、この限りでない。	一般職基本給表(一)7級以上 教育職基本給表5級	4,100円	1日
		一般職基本給表(一)6級、5級及び4級 教育職基本給表4級及び3級	3,100円	
		一般職基本給表(一)3級 教育職基本給表2級	2,400円	
		一般職基本給表(一)2級 教育職基本給表1級	2,000円	
		一般職基本給表(一)1級	1,900円	
		越冬して行う業務に従事した場合は、上記の額にその100分の30に相当する額を加算する。		
健康管理等手当	産業医を命じられた職員が、職員の健康管理及び職場の衛生管理に関する業務に従事したとき。		20,000円	1月
分娩従事手当	九州大学病院で診療業務に従事する教員(医師免許を有する者に限る。)が、分娩に係る業務に従事したとき。(原則として宿日直勤務に従事する者に限る。)	当該分娩に従事する者2名まで	5,000円	1回
手術部看護手当	九州大学病院で勤務する医療職基本給表(二)の適用を受ける職員が、手術部における看護業務に従事したとき。		10,000円	1月

備考1 次に掲げる特殊勤務手当の支給される作業に従事した時間が1日について4時間未満の場合の手当額は、上記の手当額に100分の60を乗じて得た額とする。

高所作業手当、爆発物取扱等作業手当、種雄牛馬取扱手当及び災害応急作業等手当

備考2 月の初日から末日までの期間の全日数にわたって手術部において勤務しないこととなるときは、その月の手術部看護手当は、支給しない。

別表第3 入試手当(第21条の2関係)

入試区分	職員区分	業務区分	手当額
大学入学共通テスト 一般選抜 (前期日程及び後期日程)	教員	入試実施委員会委員	年度当たり 12,000円
		一般選抜世話人	年度当たり 10,000円
		出題代表委員	年度当たり 10,000円
		出題委員会委員(前期日程)	1科目当たり 70,000円
		点検委員(前期日程)	1科目当たり 35,000円
		出題委員会委員(後期日程)	1科目当たり 70,000円
		点検委員(後期日程)	1科目当たり 15,000円
		採点委員会委員(前期日程)A	1科目当たり 10,000円
		採点委員会委員(前期日程)B	1科目当たり 20,000円
		採点委員会委員(前期日程)C	1科目当たり 45,000円
		採点委員会委員(前期日程)D	1科目当たり 60,000円
		採点委員会委員(後期日程)	1科目当たり 15,000円
		入学者選抜調査研究分析業務	年度当たり 22,000円
		入学者選抜機械処理業務	1試験当たり 60,000円
		試験場業務(試験場長付)	
	試験監督者	1日当たり 10,000円	
	救護業務(医師)	半日当たり 5,000円	
	警備等の入学試験業務		
	教員以外	実施本部及び試験場事務	
		救護業務(看護師)	1日当たり 6,000円
警備等の入学試験業務		半日当たり 3,000円	
願書点検, 受験票発送, 問題仕分等			
試験室巡視業務		1日当たり 10,000円 半日当たり 5,000円	
		入学者選抜機械処理業務	1試験当たり 45,000円
総合型選抜 学校推薦型選抜 帰国生徒選抜 社会人選抜 私費外国人留学生入試	教員	入試実施委員会委員	年度当たり 10,000円
		出題者	
		点検者	1試験当たり 15,000円
		採点者	
		面接者	1試験当たり 7,000円
	教員以外	試験場業務(試験場長付)	
		試験監督者	
		救護業務(医師)	1試験当たり 10,000円
		警備等の入学試験業務	
		入学者選抜機械処理業務	年度当たり 60,000円
編入学試験	教員	試験場事務	
		救護業務(看護師)	1試験当たり 6,000円
	警備等の入学試験業務		
編入学試験	入学者選抜機械処理業務	年度当たり 45,000円	
	教員以外	試験場事務	1試験当たり 3,000円
大学院入試	教員	入試業務従事者	1試験当たり 3,000円

## 備考

1 採点委員会委員(前期日程)におけるAからDまでの区分は、それぞれ次の受験者数に係る採点業務に従事した場合に適用する。

A:1~99名 B:100~1,999名 C:2,000~4,999名 D:5,000名以上

2 編入学試験及び大学院入試の入試業務従事者とは、大学入学共通テスト及び一般選抜における教員の業務区分に相当する業務をいう。

3 第21条の2第1項ただし書により、管理職手当の適用を受ける職員及び指定職基本給表の適用を受ける職員について入試手当の支給対象となる業務区分は、入試区分に応じ、次のとおりとする。

- ① 大学入学共通テスト及び一般選抜  
入試実施委員会委員、一般選抜世話人、出題代表委員、出題委員会委員、点検委員及び採点委員会委員
- ② 総合型選抜、学校推薦型選抜、帰国生徒選抜、社会人選抜及び私費外国人留学生入試  
入試実施委員会委員、出題者、点検者、採点者及び面接者
- ③ 編入学試験及び大学院入試  
①又は②に相当する業務

別表第4（第33条関係）

対象となる者	適用を除外する条項
<p>特定有期プロジェクト支援職員（本学が定める経費により期間を定めて雇用され、事務組織における教育研究プロジェクトの支援業務に従事する事務職員及び技術職員をいう。）</p>	<p>第11条（基本給の異動）            第12条（基本給調整額）            第14条（管理職手当）            第15条（初任給調整手当）            第16条の3（広域異動手当）            第17条（扶養手当）            第18条（住居手当）            第20条（単身赴任手当）            第21条（特殊勤務手当）            第21条の2（入試手当）            第21条の3（学位論文調査手当）            第22条（特勤勤務手当）            第23条（特勤勤務手当に準ずる手当）            第23条の2（遠隔地手当）            第24条（寒冷地手当）            第28条（宿日直手当）            第29条（管理職員特別勤務手当）            第31条（勤勉手当）</p>
<p>特定有期代替事務職員（期間を定めて雇用され、事務組織における就業通則第12条第1項第1号に該当し休職中の職員又は休職から復職し復職支援を行う部署に配置された職員（以下「休職職員等」という。）の業務を処理する事務職員をいう。）及び特定有期代替技術職員（本学が定める経費により期間を定めて雇用され、事務組織における休職職員等の業務を処理する技術職員をいう。）</p>	<p>第11条（基本給の異動）            第12条（基本給調整額）            第14条（管理職手当）            第15条（初任給調整手当）            第16条の3（広域異動手当）            第17条（扶養手当）            第18条（住居手当）            第20条（単身赴任手当）            第21条の3（学位論文調査手当）            第23条（特勤勤務手当に準ずる手当）            第28条（宿日直手当）            第29条（管理職員特別勤務手当）            第31条（勤勉手当）</p>